

目 次

令和3年6月25日（金曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	32
諸般の報告	32
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	32
（総務建設常任委員会）	32
（教育民生常任委員会）	34
委員長報告に対する質疑	36
（総務建設常任委員会）	36
（教育民生常任委員会）	36
一般質問	36
9番（川本貴也君）	36
2番（鈴木美香君）	45
休憩（午前10時24分）	49
再開（午前10時30分）	49
5番（岡野能之君）	49
7番（濱野良一君）	60
休憩（午前11時24分）	67
再開（午前11時30分）	68
6番（岡本経治君）	68
休憩（午前11時52分）	75
再開（午前11時56分）	75
発言の取り消し	75
一般質問	76
6番（岡本経治君）	76
休憩（午後0時02分）	77
再開（午後1時00分）	78
4番（三木俊明君）	78
8番（福本耕太君）	87
休憩（午後2時11分）	98
再開（午後2時15分）	99
休憩（午後2時15分）	99
再開（午後2時31分）	99
発言の取り消し	100
討論、採決（議案第6号～議案第21号）	100

議員の派遣	1 0 9
閉会中の継続調査申出	1 1 0
閉会（午後 2 時 5 1 分）	1 1 0

令和3年6月25日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（島原正喜）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和3年6月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年6月25日(金曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案についての審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第6号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第7号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第8号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 6 議案第9号 土庄町役場の位置を定める条例
- 第 7 議案第10号 土庄町個人番号カードの利用に関する条例
- 第 8 議案第11号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第12号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第13号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第14号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第15号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第16号 土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第17号 財産の処分について
- 第 15 議案第18号 工事請負契約の締結について
- 第 16 議案第19号 工事請負契約の締結について
- 第 17 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 第 18 議案第21号 消防自動車の購入について
- 第 19 議員の派遣について
- 第 20 閉会中の継続調査申出について

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、各座席については、間隔をあけて、着席していただくことしておりますのでご了承ください。また、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスクの着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。発言後には係員がマイクの消毒を行います。

また、換気のための休憩は、40分程度をめぐりに取ることにいたしております。短い間隔での休憩となる場合がありますが、ご協力をお願いいたします。

先ほど、議会広報特別委員長 茂木邦夫君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願いいたします。

開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

5月臨時会以降の閉会中に議会活性化特別委員会が開催され、私、高橋正博が委員長を辞任し、新たに三木俊明君が委員長に就任されておりますので、報告いたします。

これより、本日の日程に入ります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡野能之君。

○総務建設常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算及び条例関係等議案について、6月22日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、総務課より、議案第6号の所管部分について、土庄町庁舎建設事業270万3千円は、工事で掘削した残土の移送及び地中障害物の処分費の不足分を計上するものと説明がありました。

また、自治振興助成事業450万円は、大木戸自治会の簡易トイレ設置費用と、伊喜末自治会の乗り子の衣装などの備品整備費で、全額コミュニティ助成金を充当するとのことでした。

次に、消防団施設維持管理費69万1千円は、湊崎公民館跡の2階部分を消防団待機時の分散場所とするための整備費用です。

次に、議案第9号 土庄町役場の位置を定める条例、議案第10号 土庄町個人番号カードの利用に関する条例、議案第11号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号 消防自動車の購入について説明がありました。

委員から、議案第10号に関し、新庁舎における町職員の出退勤及び庁舎の入退室の管理に個人番号カードを利用することの必要性について質問があり、執行部から、個人番号カードの空き領域を積極的に利用することとなっており、まずは職員から活用を広げていきたいと回答がありました。

次に、企画課より、議案第6号の所管部分について、離島振興事業は、国の補助額が確定したことに伴い、町の補助金510万2千円を減額するものと説明がありました。

また、域学連携交流事業154万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、夢すび館にウイルス除菌空気清浄機を設置するため、増額補正するものです。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を関連事業費の財源として充当したことに伴い、財政調整基金繰入金596万円を減額すると説明がありました。

次に議案第8号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更については、消防団四海分団ポンプ車購入事業の追加と沖之島架橋事業の進捗に合わせた事業費の変更によるものとの説明がありました。

次に、建設課の議案第17号については、王子前分譲地の売却に伴い財産を処分しようとするものと説明がありました。

また、議案第18号は、大谷ポンプ場機械設備新設工事の請負契約を締結する

もの、議案第 19 号は、令和 3 年度大木戸住宅 T-2 棟住戸改善建築工事の請負契約を締結するものとの説明がありました。

次に、商工観光課の議案第 6 号の所管部分、観光費については、離島活性化交付金の決定を受け、一般財源を減額し、国庫支出金に財源更正するとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から、議案第 10 号について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算及び条例議案等について、6 月 22 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より議案第 6 号の所管部分について、四海こども園建設事業の 215 万 5 千円は、四海こども園建設工事に支障となる電柱・電線の移転費用であると説明がありました。

また、教育振興事業 423 万円は、新型コロナウイルス感染防止対策の消耗品や空気清浄機を購入する費用と小学生のプログラミング教育に必要な教材を購入するものであります。

次に、議案第 20 号については、四海こども園建設工事の請負契約を締結するものとの説明がありました。

次に、生涯学習課より、議案第 6 号の所管部分について、施設使用料還付金 27 万 5 千円は、前年度中に土庄町総合会館等の使用料等を納付したが、新型コロナウイルス感染症の影響により使用をキャンセルした場合の還付金を補正するものと説明がありました。

次に、健康福祉課より議案第 6 号の所管部分について、子育て世帯生活支援特別給付事業 1079 万 4 千円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思われる低所得の子育て世帯を対象に給付金を支給する事業で、財源として全額、国庫補助金を充てる。児童手当一人につき 50,000 円を 7 月に支給開始したいとの説明がありました。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業は、令和 2 年度事業の不執行分の令和 3 年度予算への計上と国から交付される追加予算の合計 5112 万 4 千

円を追加するもので、財源は新型コロナウイルスワクチンの接種に係る国庫負担金及び県補助金を充てるものとの説明がありました。

次に、議案第 7 号 福祉サービス事業特別会計の補正について、職員 2 名の退職に伴い、職員給与費を減額し、会計年度任用職員の増員に伴い居宅介護支援事業を増額するものと説明がありました。

次に、議案第 13 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等による介護保険第 1 号被保険者の保険料減免について、対象となる納期限を令和 4 年 3 月 31 日までに延長することと、合わせて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に対応するため、条例の一部を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、議案第 14 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に対応するため、条例の一部を改正しようとするものとの説明がありました。

委員から、町のワクチン接種体制について質問があり、執行部から、7 月末までに希望する 65 歳以上の高齢者が 2 回接種できるよう接種枠を増やして対応しており、余った枠を利用して 65 歳未満の希望者にも順次案内している。現在 60 歳以上の受け付けを行っており、55 歳以上、50 歳以上も順次受け付けを開始する。49 歳以下については、小豆郡医師会及び小豆島町とスケジュール等について協議を予定している。

介護支援事業所については 65 歳以上の希望者でキャンセルが出た場合に声かけをしているとの回答がありました。

次に、住民環境課より議案第 15 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、マイナンバー法の一部改正に伴い、マイナンバーカードの手数料は、地方公共団体情報システム機構が定めるとなったので、町で定めることとしていた部分を改正するものと説明がありました。

また、議案第 16 号 土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、令和 2 年度大部住宅建替事業における集会所の新築に伴う名称及び住所の変更を行うものとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から、議案第 15 号について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言を願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（高橋正博君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

9番川本です。本日3点、大きく分けまして3点につきまして質問させていただきたいと思っております。まず、1点目でございます。皆さんご承知のとおり来月7月におきましては、新庁舎のほうに移転ということで行政のほうもあちらを中心に活動開始となりますけれども、今のこの現庁舎、新庁舎移転後のこの旧庁舎につきまして、この利活用についてまず1点目質問したいと思っております。

分けて質問させていただきたいと思っております。

現状のところ、この旧庁舎につきまして使用目的等、具体的に何か施策があるのかどうか。この点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

新庁舎移転後の現庁舎について、現時点では今後の使用目的は確定していないところでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

9 番 川本貴也君。

○9 番（川本貴也君）

現状では、この旧庁舎のほうを使用目的等は具体的にないということでございますけども、この建物このまま、そのまま置くということで、この建物が使えないということで新庁舎の建設に至っているわけでございます。この建物、何らかの利活用または使用目的に利用する際、2 番目としまして耐震工事を実施した場合、また一切建物を解体した場合、それぞれ費用につきまして、概算で結構です。どの程度かかるものか教えてください。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

川本議員の耐震工事及び解体費用についてどの程度予算が必要になるのかというご質問についてでございますが、平成 29 年 6 月に庁舎の建設候補地の選定等について検討するため、土庄町庁舎建設検討審議会が設置され、また、議会においても同年 9 月に庁舎問題調査特別委員会を設置していただき、候補地等について協議を重ねてまいりました。川本議員のおっしゃるとおり、現庁舎については、昭和 46 年竣工であり、当時、すでに 46 年を経過しており、鉄筋コンクリート造の建物の法定耐用年数が 47 年であることから、耐震改修ではなく同じ場所での建て替えを想定したため、耐震工事費用については、試算しておりません。

一方、現庁舎の解体費用は、当時の他の建築物の解体事例の平均から 1 平米あたりの単価を約 5 万 5 千円と見積り、庁舎の延べ床面積 2756 m²を乗じた 1 億 5158 万円と見積もっております。今回の新庁舎建設工事に伴う、旧中央病院解体工事の例によれば、1 平米あたりの単価が約 5 万 2 千円で、最低でも、1 億 4331 万円程度は必要になると考えられますが、建物の構造により、実際の解体費用については増減が見込まれるものと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番 (川本貴也君)

それでは、3点目でございます。冒頭で、現状使用目的がないということでございます。その間、当然ながらこちらの建物このまま、今の解体費用がすぐさま予算として計上し、解体に至るとは思いませんので、この建物のまま、当面使用未定となった場合、年間維持費としてはどれぐらい見込んでおられますか。

○議長 (高橋正博君)

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長 (笹山恵子君)

今後の維持管理経費についてでございますが、庁舎移転後も敷地内にございます外灯及び公衆トイレの電気料等が継続して必要になります。また、公衆トイレの浄化槽は現庁舎の浄化槽につながっているため、現庁舎の浄化槽の運転にかかる光熱水費も必要になってくるものと考えられます。

電気料につきましては、現在の高圧電力の契約から必要最低限の電力量を確保する契約に変更する予定です。また、庁舎として使用していた場合の保守にかかる費用は、浄化槽を除き現庁舎では不要になりますが、電気料、水道料ともに現庁舎の使用形態が変わるため正確な試算はできておりませんが、いずれにつきましても、できるだけ費用を抑えるかたちでの運用を検討してまいりたいと考えております。

○議長 (高橋正博君)

9番 川本貴也君。

○9番 (川本貴也君)

今の質問の内容で答弁になりましたけども、現状ではこの旧庁舎このまま放置に近い人たちということでございますけども、この旧庁舎のこの場所につきましても、かつて先人たちは、ここが1番ベストだろうと、1番の一等地であろうということでこちらに現庁舎の場所を選定したものと考えられます。そういった中で、新庁舎に移るとは言いつつも、まだまだ新庁舎とも近く、周辺にも公共物があり、まだまだこの場所が一等地に変わりないかと思えます。そういった中で、新庁舎を建設ということで担当課についても新庁舎建設に向けて相当、労をかかったと思えますけども、当然ながら新庁舎の建設となりましたら、この旧庁舎はどうするのかというところも当然その時点で問題が発生してきたかと思えます。

しかしながら、私、この新庁舎建設の話が出たときから、総務委員会ですっとおりますけども、総務委員会でもそういった議題が取り上げられることもなく、また執行部のほうからもそういったこの旧庁舎の今後の利活用について議題として出てきたことはございません。そういった中で、今まで現状で、当然

ながらこの旧庁舎の利活用について問題化になってくることは、想定の範囲内だったと思うんですけども、その点について執行部ではそのあたり、今の現状で今までで協議してきたのかどうか。その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

川本議員の再質問にお答えいたします。

執行部のほうで具体的に今後のこの庁舎の利活用について協議してきたのかということでございますが、議員もご存知のとおり、令和2年3月に土庄町のグランドデザインを策定しております。

そのグランドデザインの中に、この役場も遊休施設となるということで、この周辺地域、土庄地区という全体を鑑みたうえで、今後のあり方を検討する時期ということであって、ここだけ、この庁舎だけというのではなく全体を見て、町及び地区の将来像を踏まえた有効な活用方法の検討を、今後してまいるといふふうな結論がでております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

今後、早急に、この一等地が何年間も空き家として、また廃屋になるまで放置されないよう、早急にプロジェクトチームなどを立ち上げ、何らかのかたちで、こちらのほう有効活用に導いていただきたいと思っております。

最後にこの問題に関して1点だけ、この旧庁舎の用地につきまして、町としてあくまで、利活用を進めていくのか、場合によっては売却も考えておるのか、その点の確認だけ1点お願いいたします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

川本議員の再々質問にお答えいたします。

冒頭も申しあげましたとおり、この庁舎の今後の利活用につきましては、まだ現時点では決定しておるものとか、方向性が決まっておるところではございません。

先ほど、議員からのご提案がございましたように、今後プロジェクト等を設定していくなかで、この場所の売却、有効活用、町有地としての有効活用もしくは、売却についても大きな視点で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

いずれにせよ、この旧庁舎の利活用について早急に考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。2番目、新型コロナウイルス感染症の収束後におけます観光施策についてということでございます。

長引く新型コロナウイルスの感染症によりまして、観光業界かなり大きく疲弊しております。これはわが町に関わらず、日本全国また、世界各国こちらのほうで観光事業者がかなり疲弊の状況にあります。また同時に、この新型コロナウイルスによりまして、観光業の疲弊ということがわが町にとりまして、どれほど大きな波及効果があったかということを感じすべき時期だったんじゃないかと思えます。

そのような中、今どんどんワクチンのほうも進んでおりまして、平常時の生活を取り戻すためいろいろと進んでおります。そのような中、こちらが正常時の生活に戻りまして、国内外からの観光往来のほうが以前のように自由になった場合に、当然ながら今まで旅行に行きたいとか、今まで行けなかったところもこれで安心して行けるといようなかたちになってこようかと思えます。そういった場合には日本全国におきまして、当然ながら観光客誘致の動きが活発化してくると思いき、全国におきまして観光地での地域間競争が、当然巻き起こるであろうと思えます。

そういった中で、わが町、土庄町が観光客誘致に向けまして、ほかの町に打ち勝つための具体的な施策というものを伺いたいと思えます。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

川本議員のご指摘のとおりこのコロナ禍が収束し、平常時の生活に戻ったときの地域間競争から土庄町を選んでいただくための施策というものを講じることは重要なことであると認識しております。

現在、価値観やライフスタイルが多様化し、また観光客の行動が大きく変容することが予想される中、旅行・観光の在り方は、団体から個人へと移行し、少人数かつ非接触・非対面の観光が進むことが想定されます。

またインバウンドの急激な回復がなかなか見込めない中で、まずは国内に向けた観光事業を喚起しつつ、ウイズコロナ、アフターコロナにおける「新しい生活様式」のもとでの観光の在り方を考えていく必要があると考えております。

そのような中で、町としましては、地域の資源を最大限に活用しながら、3密を避けられる自然や屋外を活かした、そういったコンテンツづくりをすることが求められていくと思っております。

今後は、認定を受けました日本遺産を活用したコンテンツや、屋外の観光スポットを巡るまちなか周遊イベント、またモンベルとの協定によりますハイキングイベントや町歩きルート of 整備、また海を使ったSUP（サップ）など、小豆島の資源や自然を生かした観光スタイルとして今後のアフターコロナを考える上でキーとなるものと考えております。これらのコンテンツが、訪れる観光客にとって、より気軽に楽しめるように小豆島の豊かな自然、歴史、文化、また人の温かさに触れるような観光を積極的に関係各町とともにPRしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

先ほど、課長のほうからいろいろと施策のほうも発表していただきましたけれども、2番目としまして先ほど課長のほうも答弁いただいたように、旅行形態の変化によりまして、当然ながら今まで従来、大手メディア旅行代理店からの団体送客が主となり、そういったかたちで小豆島も潤ってまいりました。

しかしながら今現在、小グループがインターネットを活用しました個人型旅行でのマイクロツーリズムが増加しております。この状況を踏まえまして今後の対応はということで、課長からいろいろ具体的な例を答弁いただきましたけれども、おそらくコロナが落ち着いてきましたら、おそらく再度Go Toキャンペーンとか、そういったかたちで国のほうの施策もあろうかと思えます。しかしながら、Go Toキャンペーンも確かに即効性がございすけれども、裏を返せば、やめた途端にリバウンドがくるというような懸念ももっております。

そういった中で、町としましてはいろいろと各イベントを打っておられますけれども、そちらのほうは、それで短期的には効果があろうかと思えます。しかしながら、わが町土庄町に観光客が多く訪れていただくためには、やはり中長期的な、やはりイベント、施策が必要になってこようかと思えます。そういった中で、わが町としまして、近畿日本ツーリストのほうと包括協定のほうを結ばれているかと思えます。こちらのほう、当然ながら協定を結ばれとるわけですから、近畿日本ツーリストのほうにも、当然ながらわが町を売っていただく、集客していただくという施策というものを、打ち出していただいたらと思えますけれども、今までで、近畿日本ツーリストのほうからこういった具体例、具体施策のほうがありましたら教えてください。

○議長（高橋正博君）

さんございます。その中で、近畿日本ツーリストだけではなくてですね、さまざまなところから意見を伺って、そのアイデアを入れながらですね、官民一体となってやっていこうというふうに今、考えております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

こちらの観光政策につきまして、最後に1点。わが町におきましても、このコロナの影響もあり、かなり宿泊キャパ自体が、かなり減少してきているかのように思います。そういった中で、ここ近年、日帰りの観光客がかなり多く増えてきたかなと。また、宿泊は高松で、小豆島は日帰りというようなかたちも定着しつつあるように思います。やはり、観光客のお客様にわが町に来ていただいて、泊まっていただいて、お金を落とさせていただいて、初めてその観光事業が潤ってくるんじゃないかと思ひます。そういった中で、こちらのほうもわが町にとりまして長年の課題でありますけども、滞在型観光の推進という点で、今後1人でも多くのお客様にわが町に泊まっていただく。そういった施策のほうをお考えでしたらお聞かせください。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

議員のご質問にお答えいたします。

観光客のほうに長く滞在していただくためには、今後ですね、観光客のニーズに合った、例えば、テーマとかターゲットを絞ったようなそういったコンテンツというものが今後、求められてくるんだと思ひております。

例えば、日本遺産などは文化や歴史なんかは学べる、いわゆる学びのコンテンツとして活かすことで数日間滞在していただき、学びが足らなければもう1回来てくれるような、そういったリピーターとなる可能性もあると思ひております。

また、先ほど申し上げたイベントですね、これにつきましては数日間という設定しておりますので、当然島外から参加されるとなれば、宿泊を伴いますので、そのあたりは宿泊をセットとして売り出していこうというふうには考えております。

また、例えばアウトドアを活かした事業ですと早朝のハイキングであったり、早朝ヨガであったり、もしくは夜のイベントなんかも当然考えられると思ひますので、そのあたり、宿泊を前提としながら長く滞在していただけるそういうコンテンツを作っていく必要があるかと思ひております。

それから、来年、瀬戸芸が始まります。土庄町にはアートでも、ものすごく人気のある「豊島」という素晴らしい資源があります。そのあたり、小豆島と豊島を周遊するような、いわゆるアイランドホッピングのようなそういったことができれば、土庄町における滞在時間というのは長くなるのかなというふうに思っております。そのあたり、関係者とかですね、関係事業者などとうまくアイデアを出し合いながらやっていけば滞在型観光というのも1つ土庄町として目玉になっていくんじゃないかなと今、思っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

先ほどから申してますとおり、コロナによりまして町内の観光事業者、かなり厳しい状況が続いております。引き続き、アフターコロナにつきましても、町としまして観光業の推進を精一杯取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

3つ目の質問に移らさせていただきます。3点目、三枝町長の三期目への出馬意向についてということでございます。

令和4年1月21日をもちまして、こちらの任期満了に伴いまして、令和3年12月に土庄町長選挙がございます。こちらに今現在、三枝町長二期目ということで、こちらのほうに三期目として三枝町長自身、出馬の意向はあるのかないのか。また、もし意思決定がしているのであれば、その決定に至った経過と理由も併せてご回答いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、川本議員の質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるように、ちょうど、あと半年余りで二期目も終わるという時期になりました。都会のほうでですね、まだまだなんか、第5波みたいな、まことしやかにそんな話もでてくるこの頃でございますけども、特にですね、令和2年度、そして今年の令和3年度、ほとんどこの行政も一緒ですけども、ほとんどコロナ対策というのを重視しながらきた2年間かなと思っております。そんな中においてですね、普通の町行政はやりつつ、また一方でですね、コロナ対策でどう経済を浮上したらいいのかとか、いろんな政策も打ちながらきました。

まだ、収束っていう言葉も、そういう数字もなかなか見えない中でございます。町のいろんな事業も、今までやってきた事業もこの2年間はずいぶん先送り、また一旦中止。ソフト面、ハード面、両方ともあります。そういう中においてですね、今後、令和2年、令和3年の事業をやっていくためにも、

三期目に挑戦しながらですね、ぜひこの土庄の新しい、またコロナ禍終わると、新しい生活様式が始まってきます。これをどういうふうにとらまえてですね、経済発展、そして小豆島の観光も当然そうですけども、そういったのを多岐にわたってですね、これから自分自身、町政運営に携わって、これから三期目の挑戦をしていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

町長のほうから明確な答弁いただきましたので、以上をもちまして私の質問は終わりにさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

おはようございます。2番立憲民主党、鈴木美香です。では、今日は2つ質問させていただきます。

では、1つ目、危険な水上バイクの対策について。小豆島海上保安署によりますと昨年、水上バイクに関する4件の苦情の通報があり、うち2件は土渕海峡での走行であったということです。私も3度直接、土渕海峡で目撃しましたが、バイクの前に子供を乗せていたり、相当なスピードで10台ほどが連なって走行したり、騒音も激しく、大変危険だと感じました。

観光名所である土渕海峡での水上バイクの危険な走行や騒音はその雰囲気やイメージダウンにつながるのではないかと思います。

また、小部地区では住民が騒音や海水浴やSUP（サップ）などのマリンスポーツをしている間際の、水上バイクの走行は危険であると訴えており、危険防止のための防護ネットなどを町の補助により設置することになっています。また、水上バイクの団体に威嚇されたこともあると聞きました。そのほか、郡内の港付近での走行も目撃されるなど、水上バイクのグループが年々増えていると感じています。

土庄町内で人が出たあとでは遅いです。

海は、区域によって国、県、町など管轄が異なりますが、町民の安全や騒音被害、また観光地におけるイメージダウンを防ぐためにも何らかの対策が必要と考えますがどうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

鈴木議員ご指摘のとおり、海の管轄は区域によって異なります。

香川県管理である土渕海峡ですが、水上バイクの侵入については規制がないため、できないというのが現実でございます。

そのような中で、危険行為がもし行われた場合には、香川県迷惑行為等防止条例に基づき、香川県、香川県警、もしくは小豆島海上保安署が対処することとなります。

小豆島海上保安署からも苦情の連絡や通報に応じて、パトロールを強化するなどの対応はできるとの回答をいただいておりますので、今後は、香川県、香川県警、それから海上保安署、また海水浴場につきましては地元も含めまして、関係各所と連携しながら、危険行為に対する注意喚起に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

先ほど、関係各所と協力してやっていくとおっしゃってたんですけど、具体的に例えば、小部の自治会ですとか、鹿島の自治会ですとか、海水浴場があるところにお話されているとかっていう現実はあるんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員の質問にお答えいたします。

先ほどらい、でてます小部の海水浴場につきましては、いわゆる海水浴場のほうに遊泳区域というのを設けておりまして、そこは人が泳ぐところですので、そこには入らないようにというところを踏まえて、今回、ネットなどを設置するものでございまして、そのあたり自治会もしくは地元、海水浴場組合のほうとは協議しております。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

鹿島は何もしてないんですか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鹿島のほうも協議してございます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

しつこいようですが、香川県では10年ほど前に親子さんが大変な事故を起こしまして、子どもさんが重体になってるんですね。水上バイクというのは、時速100km近くスピードが出まして、けっこうグループで来られてますので、ちょっと無免許の方も多々おられるという、これは私が確認したわけではございませんけど、それで事故につながりやすく、水の事故というのは軽微の事故ではなくて、死亡事故につながるものが、滋賀のほうでも禁止されていることが多いので、ぜひ私は、何回も申し上げますけども、事故が起こると遅いので、その前にローカルルールだとか決定して、重々していただきたいと思います。

では、2つ目の質問にまいります。生命（いのち）の安全教育について町の取り組みを聞きます。

「生命（いのち）の安全教育」とは、幼稚園から高校生までのすべての子どもたちに対し、性犯罪の被害者にも、加害者にもしないようするための文部科学省が推進している取り組みであります。

香川県でも過去に学校で子どもに対するわいせつ事件が起こっており他人事ではありません。特に学校など閉ざされた空間では犯罪が起こりやすく、幼く弱い児童、生徒という立場では声をあげることはかなり難しいと思われれます。

性犯罪は魂の殺人といわれ深刻な事件ですが、対策は何十年も変わっていません。多くの方は、自分事として捉えられないというの、影響しているのではないかと思います。

子どもの心や人権を守るために早急に取り組みが必要と考えますが、町はどのような取り組みをしていますか。

また、相談した場合にたらい回しにならないようワンストップで支援できる仕組みや専門家を配置し、保護者や子どもが相談できるような体制づくりが必要だと思っておりますが併せてお伺いします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

生命（いのち）の安全教育については、国が性犯罪・性暴力対策の強化の方針として、昨年6月に関係府省会議で決定して、この方針を踏まえ、国では子どもたちが性暴力の加害者、被害者、また傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実、また学校等で相談を受ける体制の強化など、取り組みを進めているところです。

土庄町においても、各学校においては、児童生徒の発達段階や学校の状況を

踏まえて、学級活動や保健体育の授業等を通じて国の手引きに準じて、生命（いのち）の安全教育を行うこととしています。例えば、こども園・小学校では、水着で隠れている部分は自分だけの大切なところ、相手の大切なところを見たり、触ったりしてはいけないとか、中学・高校では、自分と相手を守る心や体の「距離感」であるとか「性暴力とは何か」など、年齢に応じた学習に配慮しています。

また、鈴木議員ご指摘の各学校での性犯罪・性暴力についての相談体制についてですが、現段階では教育相談の一環として行っておりまして、クラス担任や養護教諭が中心となって行うこととしております。

今後、引き続き生命（いのち）の安全教育を進めるとともに、子どもたち一人ひとりが性暴力の加害者、被害者、また傍観者にならないよう教職員も含めて学習・指導を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

先ほど、相談のところですけども、教育相談というレベルの話ではなく、そういうことになると、やはりたらい回しになるような事実があるんですけども、専門家ではないとこの問題というのは深刻なのでなかなか寄り添うことは難しいんですけども、そういう方向性というのは今のところまだ考えてられないのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

一応、先ほど相談体制については担任または養護教諭と申しましたが、一応スクールカウンセラーとかもそこに含まれてきます。それから、スクールカウンセラーとかを通じまして次につなげていけるところ、警察であるとか、その他の機関には、個別のケースに応じて、相談の協議を行う場は作りつつ、対応していくと。そういうことになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

最近、この問題と言いますが、浮上してきたんですけども、従来からあったのが、なかなか声が上げられなくて深刻になってたらい回しになってきたという今までの過程がありますので、すぐになかなかそういう仕組みができると思ってないんですけども、かなり深刻な問題だと思えますので、前向きに検討して

いっていただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで、暫時休憩といたします。再開を10時30分といたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時30分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

5番岡野です。質問の許可をいただきましたので、先に通告いたしました2項目5点について質問いたします。

近年、大規模な災害が全国各地で起こっています。災害が起きるたび、行政の対策、対応力、責任が問われます。土庄町における、防災、減災対策についてお伺いします。1点ずつ質問いたします。

台風、高潮の際、冠水・浸水地域の対策についてお伺いします。土庄町の砂

防ダムの現在の状況についてお伺いします。2019年6月議会の答弁では、県は6基事業着手されており、未対策の部分については事業着手に向けて努力しているとのことだったが、現在の状況はどうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

砂防ダムは香川県において整備される事業であり、保全人家戸数や避難路、要配慮者利用施設の有無などの優先度や緊急度を考慮しながら、順次進められております。

土庄町内の砂防ダム事業は、現在6基事業着手され、早期完成に向けて進められております。また、未対策の危険溪流につきましては、優先度を考慮し事業着手に向けて鋭意努力していると聞いております。本町としましては、引続き香川県への要望活動を行うとともに、地域関係者との交渉など、協力できることは積極的に行い、香川県とともに地域における安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、現在の状況ですが、2019年6月議会で答弁させていただきました6期事業着手箇所に変更なく、同じ箇所を現在も整備中でございます。早急に完成すべく進めているということでございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

現在6基の、今なお事業着手だということはお伺いしました。

まだ各地域から砂防ダムについては要望たくさん出ていると思いますので、早く計画を進めていただくよう、県に強く要望していただきたいと思います。

続いて、冠水、浸水を防ぐには、ポンプが大きな役割を果たすと思います。そこで、各地区のポンプ場設置についてお伺いいたします。2019年6月議会の答弁では、逆止弁の設置、かさ上げ工事については施工を予定している。ポンプ場整備に関しては測量、設計、用地取得に向けて進めているとのことだったが、現在の状況をお知らせください。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

それでは、岡野議員の再質問にお答えいたします。

ポンプ場は土庄町において設置しており、台風、高潮の際の浸水対策として順次ポンプ場の整備を進めております。現在、建設課が所管するポンプ施設は

町内に 21 カ所あります。なお、それ以外に大谷ポンプ場の新設及び新開第 2 ポンプ場の改築などを進めています。

これらの既設のポンプ施設については、台風や高潮時には職員及び遠方については自治会及び消防団等のご協力により監視を行っております。また、設備の維持管理は、業者による年 2 回の点検を実施し、修繕及びストックマネジメント計画に基づき順次設備の改築、更新を行い、浸水被害の軽減に努めております。

ポンプ場の新設、改築及び更新には多額の費用を要することから、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。なお、現在の状況ですが、2019 年 6 月の議会で答弁させていただきました逆止弁の設置及びかさ上げ工事は完了し、その後の要望箇所につきましても、順次進めております。また、ポンプ場整備に関しましては、新開第 2 ポンプ場の進捗を申しますと、現地測量及び設計は完了しております。用地取得に向けて進めている状況ですが、対象用地の土地所有者と建物所有者が異なっております。土地所有者の方につきましてはすでに了解をいただいております。建物所有者の方につきましては、相続の方が 5 名いらっしゃいまして、4 名の方には了解をいただき、残り 1 名の方にも、以前連絡をとり、おおむね了解のほうはいただいておりますが、現在連絡が取れない状況となっております。この方は、県内在住の方でありますので、郵便での連絡がつかない場合は訪問したいと考えております。いずれにしても、建物の解体及び用地取得ができれば速やかに工事着手したいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

ポンプ場設置について、町のほうで進めておられるということなので引き続き進めてください。高潮が起きるたびにですね、消防団が昼夜問わず出動し、ポンプ車で山から下りてくる水を海に出すというような作業をしておりますので、そのあたりも加味してですね、早急に進めていただきたいと思います。

次に、避難所運営についてお伺いいたします。現在コロナ禍の中で、コロナ対策を含む避難所の運営マニュアルについてお伺いします。どのようなかたちで避難者に対策を施すかたちがとられているか説明してください。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

避難所の運営につきましては、昨年度の出水期から、コロナ対策を含む職員

向けの運営マニュアルを作成し運用しております。

具体的には、これまでの避難所運営に加え、手指消毒用アルコール、パーテーション等感染対策用品の配備。避難者の感染防止対策として、従来より多くの避難所開設を準備。避難所の運営職員を増員しております等の対策をした上で、受付において避難者の検温、チェックシートによる体調確認を行っております。チェックシートの結果により発熱症状等がある世帯については、専用の避難スペースを提供いたします。

また、災害対応時は、必要な情報交換ができるよう、保健師の待機や、小豆保健所との連絡体制を維持するものとしております。

コロナ禍の避難所内でどのような形での対策というご質問でございますが、これにつきましても具体的には避難所内でガイドラインに基づいたスペースが確保できるよう、従来より多くの避難所開設を準備したことにより、避難所内においては、距離を保って待機してもらうように職員が誘導するようになっております。

また、本部への保健師の待機につく上、避難所の運営職員を増員しております。

また、受付でのチェックシートの結果によりまして、発熱症状等がある世帯につきましても、専用の避難スペースを確保する、ということにつきましては、別室が確保できる避難所の場合は別室で待機していただくようにいたします。別室が確保できない場合は、十分な距離を取った上、パーテーション等の仕切りをして、十分な感染症対策をした上で待機していただくものとしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

ただ今の説明では、職員の方が進めていくということですが、土庄町内の避難所の中では職員が配置されていない場所が多くございます。指定避難所以外の避難所で。そういう場合にですね、避難所の運営、避難行動、またコロナ対策について進めていく人材が必要だと思っております。土庄町では、避難所を運営する人材に関して、自治会、各種団体等に自主防災組織の設置に向けて促しているのかお聞かせください。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡野議員の自主防災組織についてのご質問にお答えいたします。

岡野議員のおっしゃるとおり、大規模災害の場合には、避難所の開設につき

まして職員の配置が間に合わず自主防災組織に頼らざるを得ない場合もございます。

当町の自主防災組織につきましては、自治会、婦人防火クラブを当該組織に位置づけており、町総合防災訓練では、消防団、民生委員とともに共助の中核を担っていただいております。昨年度は、感染拡大防止の観点から避難訓練を中止いたしました。避難訓練に変えて感染症対策を踏まえて防災組織を検討するため、平木、北山、上庄地区をモデル地区として、自主防災の推進に向けた連絡会を行い、町内で初となる地区防災計画が策定されました。今後は、この計画が実行性を伴うよう引き続き地域との連携を図るとともに、他の地域においても地域防災計画の策定を促すなど、自発的な防災活動の啓発を働きかけてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の状況などが刻一刻と変化していく中、その時々に対応できるよう、当町が作成しております避難所運営マニュアルについても、関係各所との協力を仰ぎながら修正してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

各地区で避難所の運営方法等の計画が作成されているとのことですが、まだまだですね、私、災害のときに回っておりますと、鍵を開けるだけとかそういうふうな部分ありますので、各自治会、また各防災組織とですね、何度もですね、協議した上で、どういう運営ができるかというところを土庄町も進めていってほしいと思います。

またですね、現在、コロナの陽性者の場合で、自宅療養されている方がおりますが、そのような方がもし災害が起きた場合、どのような所に避難すればよろしいのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡野議員の、コロナの自宅療養、コロナ感染者の方で自宅療養されている方の避難についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、昨年作成しましたコロナの関係のマニュアルにおいて、新型コロナウイルス感染症に感染している可能性のある方につきましては別途、専用の避難所を設けることとしております。その中でコロナに感染しており、自宅療養されている方につきましては保健所が経過観察をしているということもございますので、現在、県とかの要請を受けながら、避難方法も含め、受け入れ体制について保健所または危機

管理課と協議中でございます。

いずれにしても、今後の出水期に向けましては、受け入れ態勢を整える予定として、今現在、協議を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

現在協議を進めているということですが、いつ災害が起きるかもしれないので、できるだけ早くですね、どのような形をとるかということろを協議していただきたいと思います。

続いて、3点目の福祉避難所についてお伺いします。災害時要援護者、避難行動要支援者について、災害が起きた場合にどのような支援を行うのか、お聞きします。

土庄町の防災計画書では、各関係団体と連携について多くの記事が記載されていますが、名簿の作成や運営マニュアルについては、どのくらいの間隔で見直しをし、各関係団体と協議をされているのかお答えください。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

まず、避難行動の要支援者の名簿の調製ですけれども、こちらにつきましては、毎年、民生委員、児童委員の皆さんに更新をお願いをしております。また、随時の変更も受け付けをしております。調製した名簿につきましては、各自治会と共有をいたしております。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

その名簿に載っておられる方が、災害起きた場合、安否の確認はどの機関がするのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

台風等の災害の発生が見込まれる場合については、支援者の方に、早期の避難を促したり、声かけをしていただくようお願いをしております。

また、各自治会とも名簿を共有しておりますので、実際に避難指示が出た場合に、各避難所のほうで、名簿をもとに、要支援者の方の対応状況について、各自治会で確認していただき、必要があれば、電話で連絡等をする、また、現地に見に行ってくださいというようなお願いをしております。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

そのような形で行っていただいでですね、ただですね、有事の際、皆さんパニックを起こすと思いますので、できるだけ何度も訓練をしてですね、要支援者に対しては手厚いところで土庄町も応援していただきたいと思います。

また、協定を結んでいる施設が2つあると思うんですけども、そのあたりでも、たぶん、マニュアルを作っておられると思います。ただ、口頭での協議、話は聞いておると思うんですけど。その施設がですね、防災訓練また教育はどのような形で行われているのか、土庄町のほうもですね、一緒に行動するという形はとられているのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福祉避難所についてでございますが、管轄は健康福祉課になりますが、訓練についてでございます。

福祉避難所の開設訓練につきましては、社会福祉法人を中心に構成されております小豆圏域のネットワーク会議というものがございます。

そちらのほうから招聘を受けまして、福祉避難所の開設訓練というのを実施するというのを、以前、取り組みをしております。

今後も、新しい施設が出た場合もございますので、そういう取り組みを続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

福祉避難所の訓練なんですけれども福祉避難所だけでなく、訓練をする際にはですね、土庄町職員も同じような形で参加するというような形をとっていただきたいと思います。

続いて、4点目。コロナ禍の中、防災教育、訓練が行われているかというところでですね、各自治会、福祉避難所については、先ほどお伺いしましたので、学校のほうでどういうことをやられているかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、岡野議員のご質問にお答えいたします。

土庄町のこども園及び小中学校については、災害から子どもたちを守るため

に、さまざまな取り組みを行っております。

まず、年度当初に学校、園ごとに防災計画を毎年作成し、避難場所の確認や避難誘導の方法、また安否確認の手順等を確認しております。また、小中学校については、学期に1回程度、防災訓練を実施しております。非常時において子どもたちが集団行動を迅速にとれるよう見直しも行いながら指導しております。

また一方、日々のニュースなどで台風や地震等の災害情報が全国で流れた際には、学級活動や朝の会などの時間の中で、子どもたちが災害を身近に感じることができるように話をしたり「命を守るためにどのようなことが必要か」などを話し合ったりしております。

今後も引き続き、子どもたちが平常時から災害に対する意識を持てるよう指導していくとともに、災害時の組織体制の確認や保護者への理解を深めつつ、教職員においても冷静で迅速な対応ができるよう取り組みを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

教育、訓練等については分かりましたが、3月議会で鈴木議員がフェーズフリーの導入を、と質問されていましたが、他市町の状況を把握し、学校とも相談していくとのことだったが、取り入れ方については検討されましたでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

再質問にお答えします。

3月議会で鈴木議員が鳴門市を例に挙げられていたと思いますが、鳴門市のですね、教育委員会に問い合わせたところ、幼稚園から高校までについて、令和2年度の、昨年からのフェーズフリーについては取り組んでいるというようにお話でした。その中でですね、事例集であるとかガイドブックも作成しております。それを見させていただいたところ、例えばガイドブックでしたら各教科ごと、国語、算数とかいう教科ごと、それから活動ごとに細かく分かれておりました。それを初めから土庄町の学校のスタイルに合わすとなると、なかなかちょっと難しい所がありまして、それは授業の指導の内容から変わってくるような部分も出てきます。その部分はちょっと難しいと思われまして。

それですね、まず最初はですね、学校の先生方にこのフェーズフリーの考え方、つまり毎日の授業とか活動が災害時につながっていくんですよという、そういう考え方をまず先生方に認識していただくと、その辺からスタートして、

それで次にじゃあ子どもたちにどういうふうに指導していくか、そういう順番で話をしていきたいと思います。

学校側にガイドブックを見せてもですね、たぶん、これと同じものはなかなかできないというような返事が返ってくると思われまので、その辺は、細かいところも指導の方法も含めて、学校と話をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

土庄町のほうでは、鳴門市をそのまま受け入れるという部分では難しいということでは理解しましたが、ただ、「いつも」と「もしも」がつながるような形で進めていけばですね、土庄町の子どもたちも危機管理という部分が、日常的に感じられると思いますので、そのあたりも含めて、考えてですね、進めていただきたいと思います。

2 項目目に移ります。

消防団が抱える課題について。消防団は地域防災の中核として、非常に重要な位置づけであり、活動は火災対応だけでなく、台風や豪雨による風水害や、土砂災害、また、地震などの大規模災害においても水防活動、人命救助、避難誘導や災害広報など、その役割は多岐にわたっております。また、平常時でも地域の方たちとの防災訓練、火災予防などの啓発活動などに、さまざまなことを行っております。ただ、現状、人口減少や、仕事のため、消防団活動に参加できないなど、取り巻く環境が厳しくなっております。

それでは、質問します。人口減少により、消防団の団員確保は難しくなっております。現状、定員に対しての団員数、平均年齢、平均勤続年数、募集方法はどのような形をとられているのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

本町の消防団員の現在の定員は 385 名でございます。そのうち、4 月 1 日現在の団員数は、現在 361 名で、岡野議員がおっしゃるとおり、災害や行方不明者の捜索など、幅広い分野で活躍していただいているところでございます。

また、平均年齢につきましては 40.7 歳、平均勤続年数は 11.3 年となっております。岡野議員がおっしゃるとおり、平時は、会社員等として地元から離れた地区で勤務する方が多いため、火災等突発時に招集が必要な場合は、時間帯により参集できる人員が限られることを加味して招集の場合の規模を決定してい

るところでございます。募集方法につきましては、新人団員募集に関するポスターなどの掲示や、DVDなどの啓発資材を定期的に各分団に配布させていただいており、入団希望があれば、各分団に報告することとなっております。

また、退団する場合には、分団や班の単位で後任の方に引き継いでいただくということで、概ね安定した団員数を維持するという方向につなげております。

しかしながら、岡野議員もおっしゃるとおり次第に新入団員の確保が難しくなり、希望してもすぐには退団できないという状況も承知しております。

消防団員の確保につきましては本町のみならず全国的な課題となっておりますので、本町においても、今後対応を要するものと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

団員の確保についてはですね、やはり私も所属しておりますが、新しい団員を募集しながらですね、進めていっておりますが、私自身ももう20年勤めております。私が入った頃はだいたい10年めどにという形が20年になっておりますので、ますます厳しい状況になるとですね、やはり火災、それから水防活動等に不備が起こればと思いますので、町のほうでもですね、募集について、どんどん、どんどん進めていただきたいと思います。

また、団員を確保した際にですね、現在、免許の制度の変更により、消防車両の運転できない団員が増える可能性があります。火災、救護等、初動が肝心ですが、行動する際、消防車両に必要なため、運転できない団員の対策についてはどのようなことを考えていますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

免許制度につきましては、平成29年3月の制度改正によりまして、普通自動車免許では車両総重量3.5t以上の消防ポンプ車を運転することができず、準中型免許の取得が必要となったものでございます。

4月1日現在、消防団員361名のうち18名を除く消防団員は消防ポンプ車の運転免許を保有していることから、現時点におきましては影響は限定的とは考えられますが、将来的には準中型免許の取得が必要な団員が増加する懸念や、免許を取得していないことを理由に入団を辞退する事例があるとお聞きしておりますので、今後、準中型免許取得費用の公費助成制度の導入について、他市町の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

います。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

公費助成について、考えていただけるということなので、ぜひとも進めていってほしいと思います。

次にですね、先ほども申しましたが、現在仕事の関係で、日中ですね、地区外に勤務されている方が多いと思います。そのようなことからですね、火災等の初期消火などに携わるため、消防署、消防団 OB に協力を依頼するようなことは考えていないのかお答えください。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡野議員のおっしゃる通り、消防団員が日中、地区外にいらっしゃる方が多いということを想定いたしまして、先ほども申し上げましたが、火災等の突発時に召集が必要な場合には、時間帯により参集できる人員に限られること等を加味して、召集規模を決定しております。火災等が発生した地区に限定せず、初動対応が可能な体制をとるような形での召集体制に努めております。

現在のところ、火災等突発時の消防団、失礼いたしました、消防署、消防団 OB のご協力要請につきましては、想定されてはおりませんが、大規模災害時には、それらの方々のご協力は不可欠であるという認識がございます。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

消防署、消防団 OB について、呼びかけるようなことは考えてないのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

先ほども申し上げましたとおり、召集規模として、現職の団員さんの近回りの団員さんを召集するような形になっておりますので、現時点では、消防団 OB の方の召集の要請というのは考えておりませんが、消防団員の人数でありますとか、機動力等を今後、検討した上で、岡野議員さんのご意見も承り、検討はしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

他市町ではですね、機能性消防団だとか、そういうような形で OB の方に、お願いしている部分もあります。ただ、OB の方にお伺いしますと、消防活動はやるんですけども、その際、やはり報酬は別に必要ないんだが、保険について、消防車両等を運転する場合の保険、もしくは事故に巻き込まれた場合の保険等々の問題があり、目の前に災害が起きているにもかかわらず、手助けできないというようなことを聞いておりますので、そのあたりも含めて、消防団員の減少を補うためにもぜひとも進めていただきたいと思います。

それでは、質問はこれで終わります。

災害に強い町、被災後の対応がしっかりできる町、災害に対して町民の知識が豊富で意識が高い町を目指し、防災・減災を進めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

おはようございます。7 番の濱野でございます。質問の通告書のとおり 2 点についてご質問させていただきたいなというふうに思っております。久しぶりの一般質問でございますので、緊張しておりますけれども、丁寧に質問させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず 1 点目でございますけれども、令和 3 年度予算におきまして、水道事業の出資金の根拠と今後の水道事業に対する町としての対応をお聞きしたいというふうに思います。

香川県内の水道行政を統一し、効率化して安定して水道経営が継続できるよう、平成 30 年から香川県広域水道企業団として運営が始まりました。しかし格差のある行政施策を統一するためには、10 年間をかけて平準化し、それまでは区分経理で旧行政ごとの水道会計で事業を進めていくことになっております。

この 10 年間で、業務運営では、財務システム・設計積算、工事検査等業務等・入札、契約制度・人事給与システム・維持修繕業務・水道料金の統一等が行われ、施設整備では、事業基盤を強化した、円滑な水融通を行うため、更新基準に基づき、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新事業計画を策定し、それに基づいて計画的に整備をするようになっております。その他財政運営や組織職員等も統一した基準を設けて、それを達成することとなっております。難しい話でございますけれども、香川県内の水道を統一するということで、そのためには 10 年間かけて、県内の市町がいろんな水道行政を行ってやってき

たところを、基準を設けて平準化していくというふうなことでございます。

そこで、今年度予算の水道事業・香川県広域水道企業団土庄事務所出資金の積算根拠を教えてくださいと思います。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

平成 29 年 11 月、直島町を除く香川県と県内 16 市町の水道事業を統合した香川県広域水道企業団が発足し、平成 30 年 4 月から事業を開始し、3 年が経過しました。

水道事業を統合する際に、各市町の水道事業の水道施設の整備状況や財政状況に大きな格差があったことから、統合後 10 年間は水道料金を統一せず、市町水道事業ごとの区分経理を実施し、この移行期間で整備の格差を是正することとなっております。区分経理終了後の令和 10 年度からは水道企業団内の水道料金が統一される予定です。

ご質問の今年度予算の出資金の積算根拠でございますが、令和 2 年度に施設の更新計画の見直し、財政シミュレーションを修正した結果、土庄事業体では、水道企業団で定められている財政目標を守るために、相当の不足額が生じていると報告を受けています。不足額につきましては、水道料金の改定および町からの繰出金で補うことで現在、水道企業団と協議中です。そのうち、出資金については、今年度は土庄事業体の実施、負担する事業のうち、国の交付金事業の交付金額を上限として繰り出していく予定です。この出資金の財源について、地方交付税措置を受けることができる起債を利用することで、実質負担を軽減することができます。来年度以降についても、基本的に今年度同様、地方交付税措置を適用できる起債制度を利用して繰り出していく予定ですが、今後、水道企業団と、料金改定と合わせて協議を継続していきます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

ただいまご返答がございました、水道企業団と現在も調整中ということでございます。現在も事業が完了しておりません、土庄町民の 7 割ぐらいの人口をカバーしている肥土山浄水場の施設、新設・改修の状況はどうなっているのか把握しておるのでしょうか。また、令和 9 年度に向けて完成までの計画等は把握しているのか。併せて、その他石綿管の取り換えや、古くなった施設等の修繕・改修などの多くの事業を行う必要があると思いますけれども、こちらのほうも把握されているのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

肥土山浄水場の完成までの計画等は把握しているのか、についてのご質問ですが、肥土山浄水場につきましては、配水エリアが肥土山・土庄・湊崎・四海の一部と土庄町の約 7 割強人口を賄っているのはもとより土庄町の産業経済を網羅する基幹浄水場であります。近年、老朽化が著しく、安心安全な水を提供していくには、できるだけ早急に更新事業を実施する必要がある状況であり、水道企業団で計画や設計の精査を実施し、現在、工事発注に向けて設計中と聞いております。また工事については区分経理中での完成を予定しているとのことです。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

肥土山浄水場に関連してでございますけれども、北山浄水場の長寿命化事業を行うというふうにも聞いております。

その事業でございますけれども、当初予定しておりました肥土山浄水場の規模を勘案しますと将来的な人口推移を考えて、過大な施設になるというふうなことで、規模を縮小した改修計画になったというふうに聞いております。その結果、事業予算等は減額はされておるんですけども、その間、つなぐためにも北山浄水場を必要とするということでございます。この事業を鑑みますと、水道企業団としての事業というふうには考えられると思うんですけども、ただ、北山浄水場に関しましては、本来、水道企業団のほうには入っておりませんし、土庄町の財産ということでございますので、そのあたりの事業に関しましては、土庄町の事業主体はどちらになるのか。また、工事資金の負担等々はどういうふうになるのかということは、把握されていますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

北山浄水場についてのご質問ですが、当初計画では、北山浄水場は肥土山浄水場更新時に廃止する予定でしたが、肥土山浄水場の更新事業を見直す中で、将来的な人口予想のもと、適正な水道施設となるよう再調査した結果としまして、肥土山浄水場の事業規模等を縮小し、廃止する予定であった北山浄水場を延命化し、稼働させるほうが、事業費、将来の水道施設規模からみても、効率的であるとのことで延命することになり、水道企業団が事業主体となって、肥土山浄水場更新と並行して実施する予定と聞いております。

町からの負担金につきましては、この事業に、というのではなく、先ほど申し上げました財政シミュレーションで生じる不足額を補うための水道料金の改定、町からの繰出金として発生することとなります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

まだまだ先の長い話ではございますけれども、水に関しましては、過去に小豆島、非常に水不足で断水等々があった記憶がございます。今、いろんな施策を講じていただいたおかげで、そういうことはなくなっておりますし、香川県内でも断水等々は起こらない地域になってきておるとは思いますが、如何せん離島でございます。水の確保は非常に大切なことだというふうに思います。そのためにも広域になるということは非常に我々にとっては喜ばしい、また必要不可欠なことではないかなというふうに思っております。水道企業団といたしましては、今後事業を行っていく上で、現在の水道料金収入だけでは適正な水道経営ができず、広域化への実現を考えますと、水道料金の値上げを考慮しながら、事業を進めていくというふうに聞いております。このことについて町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

水道料金の値上げと町の負担金についてのご質問でございますが、土庄事業体の企業団発足前の財政シミュレーションでは水道料金の改定、町からの繰出金については、必要ない予測でしたが、その当時、本部経費や更新事業費の増加等により水道料金の改定や町からの繰出金が必要となる可能性があることは議会にも報告させていただいておりました。先ほど申し上げましたとおり、企業団設立時の協定書におきまして、一定の施設整備、財政目標を定め、各事業体の均衡を図ることを目的としていることから、施設整備を進めながら財政目標を守るために水道料金の値上げ及び町からの繰出金については、やむなしと考えております。なお水道料金の改定につきましては、現在のところ協議中であります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

この水道広域化につきましては、過去に報道にもありましたように、土庄町放っておきますと数年、数十年後には今の現在の3500円ぐらいの基本料金が1万5千円ぐらいになるかもしれないというふうな試算が出たというふうに記憶

をいたしております。これは広域化になることによって、それが平準化されて県内どこでも同じ統一料金ということで非常に喜ばしいし、ありがたいことだというふうに思いますが、現在の土庄町の状況を考えますと、水道課がなくなりまして、水道企業団とのつながりというか、情報がなかなか共有できないというふうなことも考えられます。我々もしっかりと水道企業団のほうに聞くことを怠らずに、町民に対してしっかりと情報発信ができるようにしなければいけないというふうに思っておりますけれども、統合化するまではどうしても町としての対応もとっていただかなければいけないというふうに思っております。このままだと水道のことは何も分からない町になってしまうというのではなくて、しっかりと連携を取っていただき、情報共有をしていただいて、今後とも水道広域化に向けてしっかりとやっていただきたいというふうに思いますし、この件に関しましては町の大切な事業でございますので、今後とも私としても捉えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、令和 4 年度運航予定の、香川県ドクターヘリへの土庄町の取り組みをお聞きしたいというふうに思います。

来年度、香川県が導入しようとしている、ドクターヘリの運航と要請の際の具体的な規則や基準等はどうなっているのでしょうか。

現在細かなことを決めるため、香川県ドクターヘリ運航調整委員会を行っているというふうに聞いております。小豆消防消防長と小豆島中央病院院長もその委員として活動されております。消防長にお聞きいたしますと、要請は消防より行うこととなっており、消防署員または救急隊が現地で傷病者の観察を行い、必要と判断できればそのまま要請ができるが、豊島においてはその人材がおりません。しかし、119 番の救急の電話対応でその様子を聞き、要請が必要と判断されれば要請ができるとのことであります。その際の対応は、現在のところ消防団に委ねるところが基本と考えられますが、ヘリの離着陸のための水まきと誘導等の地上支援が必要となる。また、砂埃が立たないように水をまくことは非常に負担になり、緊急を要する場面で傷病者の搬送もしなければならぬ中、水まきと誘導等の地上支援も行うことは、時間的にも人員的にもかなり難しいと思われまます。

正式に決まっているわけではありませんけれども、おそらく要請から 5 分ほどで離陸し、10 分ほどの飛行で豊島上空に到達すると思われております。これでは地上の着陸準備を終えることは非常に困難で、上空で待機をするか準備ができてから離陸をするかというふうになるのではないのでしょうか。

これを機に、豊島にヘリポート、もしくはそれに準じる施設の整備を提言したいと思いますけれども、町としてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

来年度導入されるドクターヘリの運用等につきましては、議員もおっしゃるとおり、香川県ドクターヘリ運航等調整委員会で協議がなされているものでございます。

この委員会には 3 つのワーキンググループがあり、ドクターヘリの要請基準は、運行要領等検討ワーキンググループで検討されており、現在、素案の段階で運行要領の決定に向け検討中であると伺っております。

また、ドクターヘリの離着陸場につきましては、委員会において候補地の調査中であり離着陸可能な場所と認められれば、今後地権者に利用協議がなされると伺っております。

候補地としましては、土庄東港のように専用の場外離着陸場として整備した場所だけでなく、グラウンド、港湾施設、漁港施設、空き地等、公有施設を中心に選定されていると伺っているものでございます。

豊島地区での離着陸場所につきましては、土庄町地域防災計画におきまして、香川県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場として指定している旧豊島中学校運動場が、ドクターヘリの離着陸についても望ましい場所であると考えられます。

また、旧豊島中学校運動場は、現在学校用地と利用されていますが、必要時には消防団員に散水、周囲の安全確保等をお願いする運用となっております。

いずれにいたしましても有人離島を抱える当町にとって、ドクターヘリの運行は離島地域の格差解消に大きく資するものと考えております。現時点については、豊島地区についての、ドクターヘリ離着陸場の利用協議は始まっておりませんが、豊島においての場外離着陸場の整備については、今後、町としても検討すべきものと考えております。

場外離着陸場の整備には、公道との接続、ヘリコプターの離着陸のための諸条件を勘案し、専用の用地を確保する必要があることもございます。先進地の事例も研究しながら、当町の現状を十分お伝えすることによって、今後、小豆地区消防本部と連携しながら、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

ありがとうございます。併せてですけれども、土庄町におきましては、有人

島といたしまして、小豊島もございます。ここに関しましても考える必要があるのではないかなというふうに思います。

小豊島でも何かあった際、ドクターヘリは非常に有用であるというふうに思いますし、また防災の観点からも緊急時や非常時に施設があれば大きな安心となると思います。これは豊島も併せてですけれども、すぐに費用対効果とかいうふうなことがありますけれども、町の考え方としては、島民、町民がしっかりと安心安全で暮らせるためには費用対効果うんぬん抜きにして守っていくための必要最大限の施策を施す必要があるというふうに考えております。小豊島に関しましてもどのように考えておりますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

濱野議員の再質問にお答えいたします。小豊島につきましても濱野議員おっしゃるとおり有人離島でございます。それにつきましては、先ほど豊島のほうにつきましては、場外の離発着場ということで、現時点では旧の豊島中学校の跡地を指定しておりますが、現時点では小豊島のほうでは想定されていないところでございます。今後、小豊島の条件につきましても消防等にお伝えしながら今後の方針について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

防災の観点からも非常に大切な施策になるのではないかなというふうに思います。ただ消防の関係がございますので、これは広域行政の部分も関わってくるかなというふうに思いますし、例えば大部地区、小部地区におきましても何かあったときにそういう場所が整備されていれば非常に有効でございますし、小豆郡として小豆島町も含めた計画的な整備も必要になるかなというふうには考えられます。その上で、もう一度町長にもお伺いしたいのですけれども、この案件に関しまして土庄町としてやはり積極的に情報発信、情報収集をしていく必要があると思われましても、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほどから笹山課長が申しましたとおりですね、まずは消防本部の皆さんとの協議、一緒になって考えていくことは当然必要です。先ほど言われた豊島、また小豊島。豊島については豊島の中学校、仮ですけれどもあそこ使えるという

状況ですけれども、あのあたりほんと使えるのかどうか、誘導灯がいますよね。そういうのが実際にどこまで必要なのかとか消防団、それから消防署、言いましたけど消防団との連携も必要です。小豊島についてはですね、そういう公有地、なければしょうがない、もう私有地かなど、港湾の港の近くとか、そういった空き地もちよっと見ながらですね、実際どういう状況で使えるかっていうのは検討する必要があると思ってます。先ほど言われた大部とか灘山とか、あちらのつていう分もありますけれども、当然福田とかですね、当浜とかたぶん全部小豆島全体の話になってくるのかなと思うので、そのあたりはまずは陸地なので、まずは豊島とか小豊島、そのあと同時並行かどうか分かりませんが、そちらのほうも整備っていうのも、これから少子高齢化の中でですね、また限界集落が出てきたら、本当なかなか消防団員も確保できないっていう状況になってるので、そのあたりも含めてこれから検討する必要があると思います。なので小豆島全体でこれは考えていく必要の部分と土庄町においては豊島、小豊島、これは当然県のほう、それから国の離島活性化交付金とかですね、何かそういう利用できるものがあれば、そういう利用しながら前向きにやっていく必要があるのかなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

離島が抱えている問題はどこも同じであるというふうに思います。香川県におきましても離島市町村会、また議長会もごぞいます。ぜひ土庄町がリードをとって、同じ問題を持っている地域として国、県に訴えていただきたいなというふうに思います。私といたしましても、この件につきましてはまだまだやらなければいけないことがあろうというふうに思っておりますし、広域の場でもこの件については取り上げていただきたいなというふうに思っておりますので、活動を続けていきたいなというふうに思っております。以上で質問を終わります。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。よろしくをお願いします。

休 憩 午前11時24分

再開 午前 11 時 30 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）
再開いたします。

○議長（高橋正博君）
6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

6 番岡本です。2 点、ちょっと質問したいと思います。町長宛ての郵便物は適正に取り扱われているのかということで、町宛ての郵便物、町長、どのような流れで処理されているのか。また、町長宛てに来た普通郵便または親展のものは誰が開封するのか。町長は内容に関わらず全て目を通していいのか。差出人のはっきりしているものは、親展なら町長が開けられるでしょうけど、差出人のないもの、そのような郵便物はどのように取り扱われているのかお答えいただければ。

○議長（高橋正博君）
総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）
岡本議員のご質問にお答えいたします。

町宛てに到着いたしました文書については総務課において收受し、各主管課へ配布しております。文書を受け取った各主管課においては、文書に受付日付

印を押印し、文書の決裁区分に応じて決裁を行っております。

親展の文書につきましては、町長宛てに限らず、封かんのまま、名宛て人に配布することにしておりますので、当然ながら、町長宛ての親展文書は、町長が開封し、内容を確認することになります。

これにつきましては、差出人が明記されていないものにつきましても、宛先が明記されているものにつきましては同様の取り扱いとさせていただきます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

そのような回答でしたけども、差出人がないものに対して副町長がいない中、まさか町長が町長宛てにきた差出人のない親展、これ開けるといのは危機管理において、ちょっとどのようなものか思うんですけども、その辺の改善策というのは考えてらっしゃいますか。

例えば、秘書が開けるとか、その所管の総務課の職員が開けるとかいうふうな、そのような対応はしておられるんでしょうかね。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

差出人がないもので町長宛てということでございますが、文書のほとんどにつきましては、原課宛てだったりとか、宛名先については土庄町長というかたちで届けられるものが数多くございます。基本的に、親展でないものにつきましては、それぞれの各課に配布する必要があるございますので、一旦総務課の職員が開封した上で、どこの課に配布すべきものかということを確認した上で、各課のほうに配布をさせていただいております。それ以外で、町長の手元に届ける必要があるとか判断したものについては、秘書のほうに届けるようにしております。以上でございます。

それから、失礼いたしました。それから改善策ということでございますが、当町におきましても今のところ、その危機管理とか危険文書というところまで想定をしていない状況でのルール決めでございますので、岡本議員のご意見も承ったうえで、今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

日本全国どこの市町村すべて首長に対する封書とかってというのは親展で町長宛てという、差出人が明記されておれば町長が開けることもあるそうです。首

長が開けることもあるそうです。それ以外は、ほとんどの市町村、秘書の方とか、所管課が開けるというのが通例らしいので。

もし、危険物が入ってて、わが町みたいに副町長がいないということは、やっぱし何かあったときに、町長の身に、運営できなくなりますんでね。その辺をちょっと考えていただきたいと思います。

内容が、町長、執行部、職員、議員に対する誹謗中傷が書かれたものはどのように取り扱っておられるのか。各課へ回覧する必要がある場合は、その必要を執行部で精査、確認して、またこのような文書が回覧されたときには、公文書扱いになるのかならないのか、ということをお聞きしたいですね。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡本議員の2点目の質問についてお答えいたします。

町という、土庄町という機関宛てに送付されたもので、受け付けを行い、決裁等の処理が完了した文書は公文書として取り扱うものになります。決裁を進める中で各課に周知する必要があると判断されれば、回覧することもございます。

今、おっしゃった誹謗中傷する内容でも回覧するのかということですが、あくまでも業務の範囲の中で、事実関係を確認する必要があると判断されれば、関係各課に回覧することも考えられますが、取り扱いについては厳密にさせていただくようにはなりません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

過日ですが、3月1日に町長宛ての手紙、町長自ら開封した。議員に対する公開質問状だったので、町長自ら議会事務局へ持参しました。通常、こういうなことは、町長の自己判断であり得ることなのか。ちょっと、お聞きしたいんですけども。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

先ほど申し上げました、親展と封筒に明記されている文書ではなく、特に重要とか異例と認められるものにあっては、総務課が各所管課に配布する前に、町長の閲覧に供する場合もございます。これにつきましては、処務規則の29条但し書きのほうで明記されているものでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

何条に明記されて、どのような内容かというんは僕は知らないんですけども、町長自ら普通開けて、所管課に回して、これ議員の誹謗中傷の公開質問状です。議員に直接確かめれば、嘘かどうかははっきり分かるはずなんですわ。その確認もせずに回すということ自体が、どんな混乱を招くか。支援いただいて当選して、その人らの代表で出てきて、そのような誹謗中傷、嘘八百をかかえたものが、まかり通ってしまう。町長の独断で。じかに議会事務局持って行って。回覧さす。

ちょっと、町長お聞きしたいですけど、そのような状況をどう思われますか。町長。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

どのように思われるかじゃなくて、一応きた、封筒開けました。左上に、土庄町議会議長とか、名前書いてるので、僕の方ではないので持って行っただけであって、それ以上もそれ以下もなくですね、私宛てにきたのは私が持って、同じ封筒の中に入っていたということだけなので、中身は見ずに、上にそういう名前書いていたので、議会へ持って行った。ただ、それだけです。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

単純すぎやしませんか、それ。名前が議長にあった、委員長にあったから持って行った。町長宛てにきた、何で2通も3通もそういうものが入ってきてるのかって思われませんでした。それやったら、議長宛て、委員長宛てに、送るのが普通でしょ。そもそも、そのようなことが不思議でならないんですわ。おかしいなと思いませんでしたか。簡単すぎやしませんか。それでこの土庄町、運営していけると思いますか。ちょっと、浅はかすぎやしませんか。3月1日にそのまま回覧回して、職員の手を止めて、わざわざ回覧回す。職員せなあかん仕事いっぱい抱えてるんですよ。そのようなことを考えませんでしたか、町長。ちょっとその辺を、しっかりと自問自答してください。

次の質問に移ります。

町長の自己破産手続きについてですが、令和2年6月定例会において問責決議が可決されました。議会から自己破産についての住民への説明を申し入れた。これに対して、住民説明会を開催したものの、納得いく十分な説明もなく1年が経過しております。住民の不信感や不安をそのままにしておく今後の町政

運営にも影響が出てくると思われます。

現在の自己破産手続きの状況と今後の予定はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、岡本議員の再質問でございますけども、2番目の質問です。令和2年ですね、7月、6月議会があつて7月、土庄町内において、住民の方々にお集まりいただいてですね、自己破産の問題について、当時の時点での説明できる報告はさせていただきます。それと、ちょうどコロナ禍と、そういうこともあつて人数も制限した中での説明ということですよ。

ただ、ご理解いただきたいのはですね、たぶん議員の皆さんにはお話したと思うんですが、関係者が多数おります。その方々に対する守秘義務、また裁判に対してですね、法的守秘義務というのがあるので、非常にデリケートな問題でございますので、住民の方にはたぶん、十分にご理解、ご納得がいただけない部分も確かにあつたと思います。皆さんにはお話したと思うんですが、普通の一般の法人、会社であればですね、法的手続きがあつて裁判所の主導で、すぐ終わります。すぐというか、早いと思います。ただ、これは協同組合ですから、ただ、まだ、何かやつてあと1年かかるのか2年か分かりませんが、数年かかる。決定までには、と聞いております。そういうことは当然ご理解いただきたいと思ひますし、それ以外の、私以外の数名の方、全員商売をなさつております。今、現在も。当然、その方たちにもですね、今後の生活もあるし、今の商売の名前が出たりとかしたら、やはりマイナスになってくる可能性があるよ。そういったこともあつてですね、このあたりはご理解をさせていただきたいなと思つております。

当然、保証人なつたということですよ、これは皆さんにもお話したと思うんですが、町長就任以前の話でございます、このときもたぶん、今ほかの方もですね、土庄町の商売、それから小豆島町も1人おりますから、やはり地元経済何とか助けてあげよう、協力しようという思ひで皆さん判つておりました。なのでですね、あまりほかの方にもですね、迷惑かからないようにしたいといけないなというのは私、個人の考えです。

おっしゃつておることについては、十分に反省をしてですね、不徳のいたすところで本当に申し訳なく思つております。

今後ですね、捲土重来を期してこれから土庄町に全てを捧げる覚悟でおりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

先ほど、組合の関係で判子、保証人押して、町長なる前についていう説明しましたけど、そもそもが先ほど言いましたけど、危機管理がなってないと。借金こさえて、会社潰して、破産まで出すとなって町長職がやっておれるんかと。ちょっと疑わしいですね。で、町のために頑張る、自分のことさて置いて、町民さん、他町の人にまで迷惑かけて、その借金がその1つだけなんですか。

町長は町長なされる前に、ホテルの仕事の責任者やっておられましたよね。今現在、2つなくなって転売されて2つ残っておりますね。ここにも、当然負債があるはずなんですよ。町長は組合のこと、当初5億円借金があるから返済できないので破産します。5億円は5億円によろしいと思います。これ、元金ですよ。当然、利息がつきます。遅れば、遅延延滞金がつきます。それがすべて負債総額となります。今残ってる、今社長外れてますけど、町長が経営してたときに、ホテル経営してたときに、まだその現在ホテル2つ残っております。

いったい、全ての負債総額はいくらですか。渦中の人なんで、自分のことなんでご存知でしょう。包み隠さず、ちょっと、おっしゃってみてください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

ここでですね、個人の全て、去年の時点で個人破産ということになって、会社については僕は聞き及んでる話は、まだ会社はそのままあると、経営者もいるということを知っておりますので、そのあたりは今、会社経営をやっている方、営業もしている方で、そのあたりの方にも迷惑かかるので、そのあたりについては、当然もうすべてないのであればお話しできるのかなと思いますけども、今、現にやっているとというふうに聞いておりますので、そのあたりは、回答のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

そうやって言われるやろなっていうのは想定内ですけど。町長は個人、個人って言いますが、今土庄町の町長なんです。認識ありますか。町長という立場がどんだけ大きいか、認識ありますか。どうですか。町長はあくまでも個人ですか。そのへんちょっとお答えください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

個人である部分と公的にある部分、個人は私生活の部分とかありますけども基本的にですね、公人ということですが、中身等については話できる部分とできない部分、当然それには周りの、うちの家族だけやったら全然問題ありませんけど、周りがありますので全然関係ない第三者。先ほども言いましたようにまだ商売なさっている方もいる。そういう中で、なかなかそういった部分は話ができないというのが現状かなとは思っております。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

町長はね、自己破産を手続き中ということでね、毎月70万以上の報酬が入ってきております。債権者の中には土庄町内の組合員を抱える金融機関もあると聞いております。自己破産が成立すると、その土庄町内に多く抱えている組合員に方々にも大きな損害を与えることとなります。その組合員っていうのはやっぱり組合員になるのに一口1万円、2万円っていう積立金をして、そこからその組合の金融機関から利息をもらってるわけですよ。大きな損害を与えます。土庄町にたくさんいます。毎月の報酬やボーナス、退職金は今現在、町長の懐に入っております。それを債権者に返すことや自己破産手続きを止めるということは考えていないのですか。どうですか、町長。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それについては、今、現在ですね。裁判のほうが進展しておりますので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

すべての金融機関はね、預金者からお金を預かって運用して、預かった人に利息を払って、運用した分で儲けて、社員さん養って、それが通常の金融機関なんです。そこに何億も、何十億も、十億も二十億も負債総額を抱えているような町長が町の財政100億を簡単に預かって運営していけるという自信がありますか。町民さんすごく不安がってますよ。町長どう思われます。個人のことやから。

個人のことだからそんなことでこの土庄町の運営ができますか。しっかりと。

休憩

- 議長（高橋正博君）
暫時休憩。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午前 11 時 56 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

発言の取り消し

- 議長（高橋正博君）
6 番 岡本経治君。
- 6 番（岡本経治君）

先ほど、私の質問のなかで、町長に対するご家族のことを発言いたしました。町長個人の、それこそ個人のことなので、その発言、家族の発言はちょっと今回取り消しをさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

- 議長（高橋正博君）

ただいま、岡本経治君から会議規則第 63 条の規定によって発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

したがって、岡本経治君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

一般質問

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

先ほどの続きですけど、町長は資産を公開する義務がございます。額面は5億と言われてましたけれども、営業されている方もおられますと言いながら、5億の金額も出しております。ここになんで破産に至ったかっていう経緯、通常ですよ、通常ね。元金があります。返済計画立てます。当然利息がつきます。遅れば遅延延滞金もかさんでいきます。複利計算になるときもございます。5億が10億になるときもあります。それを負債総額と申します。5億の借金返済だけなら、たぶん規模的に営業努力を重ねていけば、規模的にですよ、返済は可能だと思います。それが遅れ遅れになって利息だけ払ったり、元金少し返したりということを繰り返しておれば、当然町長が破産の手続きをしなければならぬというふうになっていきます。この公開義務として町長、正直に何億の負債総額なんですか。ちょっとお答えいただけますか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

個人の公開については四国新聞に掲載のとおりだと思います。ただ、今先ほどから言いましたように今、裁判で今やっています。弁護士もついておりますから、そのあたりはこれ以上の話はたぶんできないと思いますのでよろしく願いします。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

破産っていうのはすべて含めて、全部、一部だけ残して破産ということはございませんので、そのようにしておられるんでしょう。だけど、町長は前の一般質問でも言いましたけど、24時間365日町長なんですよ。しっかりと自己自

身の危機管理をもって、次、三期目出るっていう意向も先ほどの一般質問で言われてましたけど、そのような状態で土庄町民の信頼を勝ち取ることができるのかという。今までやってきたから、今回コロナだからできなかったから、もういっぺんさせてください。100億の財政を町長に預けて安心できるのかと。町民は。どう思われますか。町長。お答えください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

たぶんそれは町民の皆さんが判断することかなと思っております。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

先の一般質問のときも、先月ですわ。町民さんが何を思われようがかまわないうって他人事みたいに言わないでください。確かに選挙ですから、町民さんが選挙することですから、町民さんに選んでいただけるような自分づくりっていうのをさせていただきたいと思います。でないとな皆さんがこの町を守ろうという意欲が薄れてきたら、何もできないんで。その辺をしっかりと今後、町長、三期目に向かってどのような動きをされるのか分からないですけど、勝ち取るようにしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。以上をもって質問を終わります。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩をいたします。再開は13時00分をといたします。

休 憩 午後0時2分

再 開 午後1時00分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

4番三木です。通告書に従いまして2点質問いたします。

まず冒頭に、このコロナ禍の中、日々集団接種、個別接種に携わっていただいている、すべての医療従事者、関係職員の皆さまに感謝を申し上げます。大変なご苦勞であると思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それではまず1点目、第7次総合計画策定についてであります。今、日本中の自治体は急速な少子高齢化、財政の逼迫に加え、新型コロナウイルス感染症という今までに経験したことのない状況に遭遇し、社会の在り方、人々の生活に大きな変化が起り、その対応に追われております。一方住民は行政が行う政策にただただ受け入れ、耐え忍んでいるのが現状ではないでしょうか。

そのような危機的状況の中、来年度は第7次総合計画策定予定の年にあたります。総合計画は町の計画の最上位に位置付けられており、基本的理念や基本構想など全ての政策の基礎となるものでございます。わが町では平成24年度に第6次土庄町総合計画を策定し、平成25年度から令和4年度までの10年間の計画を「きらめきプランとのしょう」として公表しております。令和2年3月には中長期的な町の在り方について「土庄町グランドデザイン」も策定しております。

10年ひと昔と言いますが、今は5年ひと昔ぐらいになりますけども、今、社会生活の急激な変容は第6次総合計画策定時には、想像もしえなかったものであると思われまふ。しかし、我々の大半はこの町で生活をし、生きていかなければなりません。このようなきだからこそ、時代の変化を意識し、その変化にどのように対応し、より良い土庄町を目指すにはどのような政策を策定し実行していけば良いのか。今、町民とともに考える最大の機会であると捉えるべきではないでしょうか。そこで4点質問をいたします。

まず、1点目、本格的な計画作成は来年度になると思われませんが、今までに第6次計画で計画されたもので、計画どおりに実施され、その検証・評価をしたものはありますか。また、現時点における全体計画の達成度をどのように評価しておりますか。お伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

三木議員のご質問にお答えいたします。初めに町が策定しております、総合計画、総合戦略、グランドデザインの関連について説明させていただきます。

現在の第6次土庄町総合計画は、町の最上位計画と位置づけ、これに基づき施策を展開しております。

総合計画の基本部分であります「基本構想」については、地方自治法の規定により議会の議決を経て定めることが義務付けられておりましたが、平成23年、国が進める地方分権改革のもと、法改正により基本構想の策定義務が廃止され、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体独自の判断に委ねられることになりました。

前期の第5次土庄町総合計画は、策定義務の廃止が決定された直後に10年の計画期間の終了を迎えることになりましたが、当時の判断により今期の第6次土庄町総合計画を独自に策定いたしました。

その後、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口減少時代に向けた地方人口ビジョン及び地方総合戦略の策定が努力義務化されたことに伴いまして、当町においても国の指針に基づいた5カ年計画であります「土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年3月に策定をいたしました。

三木議員もご存じのとおり、総合計画は、施策の大綱を示す基本構想、分野別に定める基本計画、具体的に実施する事業を定める実施計画で構成されておりました。基本構想及び基本計画は議決事項として、定性的な目標を設定した上で、中間年での修正を可能としております。

また総合戦略は総合計画を最上位計画とし、その方針を反映させた定量的な目標を設定しており、施策の推進及び進行管理のため設置された「土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」において、毎年効果・検証が実施されております。一方でグランドデザインは公共施設の再編や各地区、町全体の将来像を見据え、おおむね10年後から30年後の長期的、総合的な視点で取り組むべき地域課題に対する事業等を示すため令和2年3月に策定をいたしました。このような中、三木議員のおっしゃるとおり、目まぐるしく変化する社会情勢を背景に、効果的な施策を展開していくためにも、計画の在り方について改めて検討する必要があると考えております。

また、次期の総合計画の策定につきましては町長の方針も大きく影響するため、町長選挙を控える当町におきましては、先ほど申しあげました現在策定しております計画等の状況や町長の意向も踏まえ、来年1月以降に判断いたしたいと考えております。

このような中、今期の第6次土庄町総合計画の達成度評価につきましては、基本計画に基づいた事業別予算を導入し、予算編成、予算査定時に3年間の実施計画をローリング方式により見直すとともに、決算特別委員会及び監査委員により事業の検証・評価をいただき、その結果を踏まえることによりPDCAサイクルを確立しているものと認識をいたしております。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

ありがとうございます。改めて言うのもいかなものかと思いますが、計画は策定することが目的ではなく、実現、達成することが本質であります。そのため、計画の策定、実施、検証、評価、改善、いわゆるPDCAサイクルを再認識して進めていただきたいと思います。また、検証評価の点では、積極的に外部評価を取り入れ、住民に分かりやすく公表していくことをお願いいたします。

2点目の質問をいたします。第7次総合計画策定にあたり、住民参加の計画策定が求められると思います。特に町の将来を担う若者の参画が必須であると考えます。いかがですか。また、公募により若者のプロジェクトチームを編成し、行政側がマネジメントしていくというような考え方はないでしょうか。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

先ほど申しあげましたとおり、総合計画の策定判断につきましては、まずもって1月以降を想定しておりますが、策定となった場合には、三木議員のおっしゃるとおり、将来の土庄町を担う若者を含めた住民の参加は重要であると認識いたしております。

総合戦略の効果・検証において、令和2年度からの第2期総合戦略策定に向けて戦略会議を開催した際には、若い方も委員に参画いただくなど各方面の方から幅広くご意見をいただいているところがございますので、そのような場の活用も含めて検討いたしたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

ありがとうございます。今までの各計画策定時において住民参加、パブリッ

クコメントの募集等を行っていることは理解しておりますが、あながちコンサルまかせの感が否めないと思っております。今、コロナ禍の中、将来に不安を抱きながら、何とかしなければならないと思っている若者がこの町に必ずおります。行政と住民が一体となってわが町の将来を語り、実効性のある政策を策定していただきたいと思えます。また、今回の策定にはコンサル任せではなく、町職員自身の言葉とマネジメントで進めていただくことを切にお願いします。そうすれば行政と住民との距離が縮まり、同じ問題意識を持って進めていけるのではないかと考えております。事業の実施の判断は1月以降を想定しているとのことではございますが、アフターコロナは必ずやってきます。町の将来像を描く重要な計画ですので、今から取り組んでも決して早すぎることはないと思っておりますので、ぜひとも積極的な検討をお願いしたいと思えます。

3点目の質問に移ります。昨年度より小豆島町主体の「小豆島地域ブランド戦略」なるものがわが町にも参画しておりますが、今後の総合計画を策定するのであれば大きな影響があると思われれます。この戦略の概要と執行部の現時点でのお考えをお示しく下さい。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは三木議員のご質問にお答えいたします。

小豆島ブランド推進委員会は、令和元年度に小豆島町が単独で設立した団体であり、土庄町は令和2年度から当委員会に加わっております。

三木議員ご指摘の「小豆島地域ブランド戦略」は、当委員会で策定されたものであり、小豆島の商品や観光資源を1つのブランドとして捉え、小豆島が一体となって「島の稼ぐ力」を育くみながら、活力のある島の成長を目指すものであります。

また島の産業を支える「食品産業」と島のイメージを育てる「観光産業」の連携を強化し、デジタルインフラなどを活用しながら、地域事業者が自らの手でイノベーションに挑戦できる仕組みと自走組織を創出することを使命としております。

現在は、コロナ禍における影響、また事業の各論における疑義などを踏まえ総合的な観点から検討している段階であります。小豆島町や当委員会、また事務局であります商工会などとも協議しながら、町としての今後の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

今年度予算で 1800 万。国の補助が 2 分の 1 ありますので、実質 900 万ですか。それでも貴重な財源を、浄財を使うことになります。この戦略は全くもってベンチャーであって冒険であります。費用対効果が不透明な、行政が最も苦手とする分野であるのではないだろうかと思っております。この計画の中でわが町が決して埋没をしないように、商工会、関係企業などとの意見をいただいて、進めていくのであれば、十分な町としての決意と戦略を持って決定していただきたいと思えます。

4 点目の質問に移ります。町長お願いいたします。三期目、町長、先ほど出馬の表明をされました。三枝町長は第 7 次総合計画を策定するとすれば、今現在どのような町の将来ビジョンを描き、町民に対して何を求め、何を発信していくのか明確にお答えください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

三木議員の質問にお答えしますが、第 7 次の総合計画ということでございますが、先ほどから鳥井課長が申しましたように来年 1 月以降、これは作ったほうがいいのかと思っておりますし、それ以降に判断をするべきかなと。と申しますのも、国のほうも絶対しないといけないというのじゃなくて、もしするんであればみたいなそういう方向性が変わっておりまして、やはり地方の独自性、重要性っていうのが今後も、もっともっと求められる、そういう中においてですね、ランドデザインがあつたりだとか、今土庄町でもやっております。そのあたりを実際伸ばしていくのかという部分と、この 7 次については慎重に考えて、例えば 4 年の間の計画であるとかそういうの考える必要があるのかなと思っております。中身ですけど、中身については、コロナ禍の後、たぶん来年の 1 月以降はそれなりには元に戻るんですけども、コロナの後の生活環境ってだいぶ変わってきますから、そのあたりの土庄町の位置づけっていうのはこれから重要になってくると思えますし、これから歴史も振り返りながらですね、先ほどちょっと見てきたんですけど、江戸時代って 3000 万～3300 万人おつたんですね。小豆島は 1700 年ぐらいに 3 万人におりました。0.1%です。ということは今の人口になおしたら 12～3 万人小豆島にいないといけない。ただ、なぜこんな少ないのかっていうのを検証する必要、どこでどうなって減っていったのかっていうことから始まったりとかですね、農村歌舞伎にあたっても、肥土山の蛙子池ができて、それから歌舞伎が始まった言われてるんですけども、当時は 30 カ所ぐらい島の中あつたと。今は中山と肥土山だけです。これの検証を今後どうしていったらいいのかとか、これが当然観光にも結び付き、人口の定着とかですね、いろんな方面でこれから考えていく必要があるのかと思いま

すので、そういったのもですね、もうちょっと研究しながら第7次については、コロナ禍の後の生活、それから土庄町がその中における立ち位置とかですね、そのへんは、これから盛り込んで、もしするのであれば、そういうふうにする必要があると考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番(三木俊明君)

先ほどもお話をしましたが、このコロナ禍で大きく社会生活は変容しております。新たな計画を町民とともにつくっていくのが是であると私は考えます。十分検討していただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。不燃ごみ最終処分場計画の進展についてであります。住民生活に大きな影響があり、町の最大の懸案事項である灘山地区不燃ごみ最終処分場計画は、昨年12月定例会の私の質問に対して町長より、再度慎重に調査、判断するとの答弁があり、その年末にこの計画を休止する決定をすることとなりました。

その後、半年が経過いたしました。何ら進展した様子は見られず、議会に対しても具体的な報告もないので、4点ほど質問をいたします。

まず1点目、休止の判断から現在に至るまでの経過について説明を求めます。

2点目、町長の諮問機関である施設整備推進会議から新たな提案はあったのか。

3点目、執行部において町内で新たな候補地を選定をしているのか。

4点目、町長は執行部と議会とが一緒になってこの問題に対して進めると答弁をいたしました。その考えに変わりはないですか。

以上4点、最後の町長の考えについては担当課長との質問が終わった終了後お聞かせください。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

昨年、12月24日に、土地交換協議の相手方地権者と協議を行い、一旦、区切りということで、交渉は休止といたしました。

その後、協議を進めていた灘山の土地につきましては、昨今の海面上昇などへの懸念から、海拔の比較的高い別の土地の調査を開始しております。また、施設整備推進会議は、昨年11月12日以降、会議は開催されておられません。現在は、執行部におきまして候補地の選定を進めており、教育民生委員会では、具体的な内容につきまして報告はできておられません。皆さまのご意見をいただきながら、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番(三木俊明君)

再質問をいたします。1番目の回答でございますけども、海面上昇の懸念などははっきり言いまして、当初より判断できたことであると思いますが、執行部の考えはあくまでも町内で処分場を建設するというで理解してよろしいですか。また、そうであるならば計画のタイムスケジュールを示していただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

三木議員の再質問にお答えいたします。処分場の建設は将来的には必要なことだと理解はしております。現在のところ、不燃物の島外搬出などさまざまな方法を模索中でありまして、それらの中から計画を策定したいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番(三木俊明君)

さまざまな方法を模索中であると言いましても、それほどこの町のごみ処理の問題について選択肢があるとは思えません。いずれにしても将来につけを残さない、町としての最善の計画を早急に示していただきたいと思います。

2つ目の再質問でございます。推進会議は開催されていないということでございますが、今後、開催され、新たな提案を受ける可能性はあるのか、また12月の判断後、執行部より、町よりですね、新たな提案を要請したことがあるのかお伺いします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

再質問にお答えいたします。施設整備推進会議は、町長が設置したものでございます。また、議会の皆さまにはまだ具体的な案が、明確にはできておりませんので、提案は要請しておりません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番(三木俊明君)

それでは、この質問については後ほど町長のほうでお答え願います。

3つ目の質問でございます。現在、候補地の選定を進めており、ということでは

ございますが、候補地選定後では我々としては今までと全く変わらないのではないのでしょうか。議会の意見を聞くのであれば、選定プロセスの中で幅広い考え方、意見を求め、協議し、町として確固たる方向性を決定して進めていくのが正しいやり方ではないかと思っておりますがいかがですか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

再質問にお答えいたします。議会の皆さまとは十分に協議、報告をして進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番(三木俊明君)

重要なことは行政と議会が町民の生活を守るため、知恵を出し合い、協力しあって難題を解決していくことだと考えます。住民の多くの皆さんはそれを望んでおります。今後は計画作成プロセスの中で報告ではなく、協議を重要視して進めていただきたいと思います。お願いいたします。

最後に町長に質問をいたします。町長は執行部と議会が一緒になって進めると12月の議会で答弁いたしました。その考えに変わりはないのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

はい。今のところ全然変わっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番(三木俊明君)

それではこの半年の間、執行部より議会に対して経過報告、具体的相談はなかったんですが、町長は担当課に対してどのような指示を出し、議会との対応をどのようにすべきと担当課のほうに指令を出しましたか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今年ですね、1月の22日だったと思います。教育民生常任委員会でもお話を皆さんにしたと思います。そのときにですね、不燃ごみの処分については、選択肢が3つしかありません。町でつくる、島外へ持っていく、もう一つ3つ目は島内で完結をする。この3つしかないと思っています。担当課のほうには

ですね、当然これ全て税金の中なので、どの 3 つのうち順番もそうなんですけれども、この分だったらこのぐらい費用かかってこうなりますっていうのをすべてにきちんと答えを出してですね、そのあと、議会のほうにもそれをお示ししてほしいという話はしております。流れでいくと、9月の議会、次のですね、間に委員会があるじゃないですか。そのときにはたぶんお示ししてですね、皆さんと協議を諮っていくと、そういう流れになろうかなと思っております。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番(三木俊明君)

再質問の 2 つ目の質問に対してもお答えをいただいたと。町内でつくる、島外搬出、島内完結、この 3 つということ考えていただけたということが明言されました。ということですね。ありがとうございます。その中に議会としても協力し合って、知恵を出し合っていきたいと思えます。

それでは最後の質問でございます。施設整備推進会議が昨年より機能していないようですが、町長は今、施設整備推進会議に対してどのような考え方を持っておられますか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

施設整備推進会議でございますけども、実は任期は 2 年ということで、今年の 6 月で任期は自動的に切れます。当初からこれについては、最終処分場の話があったりだとか、それ以外にも少しあったんですけども、協議をしていたということで委員会を設置しました。途中、去年ですか、ああいう形になって当然しておりません。今後ですね、施設整備推進会議のメンバー若干変わって、一人辞めたんかな、ほとんどそのままなんですけども、あの肩書きのメンバーでいくと結構いろんな情報も入るかなと。ただし、それは今後話の流れでですね、どうしてもこれはあの方たちの意見も聞いたほうがいいなということであれば、再度立ち上げてやるべきかなと。今の現時点では、そこまでは今のところは考えておりませんので、議会と執行部のほうでまずはやっていくべきかなとは考えております。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番(三木俊明君)

それでは町長のお考えは議会と執行部で協議し合ってやっていくと、問題解決していくということで進めていくということが基本的な考え方ということでございます。ありがとうございます。

関係ない言うたらあれなんですけども、12月、町長選があります。町長の熱い言葉を町民に伝えることが重要でないかと思います。選挙になりますというろんな話もありますけども、町民が期待しているのは候補者の熱い思いを、どちらの候補者になるか分かりませんが、どちらと言うてもちょっと言い方が悪いかもしれませんが、熱い選挙戦を期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番日本共産党の福本耕太です。よろしくお願いいいたします。大きく4つ、失礼しました。3つ質問をいたします。

さっそく1つ目の質問に入りたいと思います。初めに、生理用品の無償配布について質問をいたします。具体的には小中学校をはじめとして公共施設のトイレに生理用品を設置するよう求める質問となります。

新型コロナ感染拡大が長期化し、雇用状況が悪化するもとで、収入の少ない世帯やアルバイトができずに困窮する学生の中で、生理用品を購入することが困難となり、交換回数を減らす、節約のためにトイレットペーパーで代用するなど極めて深刻な事態が明らかとなっております。3月4日、生理用品の軽減税率適用を求めた「みんなの生理」という若者グループによるアンケート結果をもとに、NHKが報道いたしました内容に基づいて述べますと、過去一年間で生理用品を入手するために食事を我慢するなど金銭的理由で生理用品でないものを使用したことがあると答えた割合は27.1%、生理用品を交換する頻度を減らしたと答えた割合は37%で、整理の貧困の実態が浮き彫りになっています。子育て支援団体の関係者からは、子ども用のおむつが買えないというお母さんに生理用品は大丈夫かと聞くと、実は困っている。生理用品を満足に買えないので外出できないという実態があることも報告されています。生理用品は女性が健康な生活を送るための必需品です。学校では保健室に常備しているところもありますが、必ずしも必要なすべての児童生徒が必要なときに気兼ねなく保健室の常備品を使用できるとは限りません。経済的な理由以外にも、小中学生は恥ずかしくて自分で買えない、親に頼むのが恥ずかしい、親が買ってくれないなどの理由で生理用品の入手が困難であるために、経血で衣服や椅子を汚した経験があったり、不安で登校できない児童生徒もいると報告されています。ジェンダー平等社会の実現に向けて、町として即時具体化するべきではないでしょうか。国会で日本共産党の倉林明子参議院議員が、3月、4月の厚生労働委員会でこの問題を取り上げ、生理用品の無償配布、公共施設への設置を自治体が

実施した場合、国が直接支援に乗り出すよう求めています。

地方自治体では、東京都ですでに都立高校7校で生理用品をトイレに配備し、9月から全都立高校で配備が決まっています。神奈川県大和市では4月26日から市立小学校19校、中学校9校の全28校で設置が始まっています。京都市、奈良の大和郡山市は5月議会で、市立小中学校に配備が決定し、奈良市では6月3日の議会で市長が実施すると明言をしています。全国的に当たり前の流れとして急ピッチで広がっていくことは明白です。わが町が様子見に陥ることなく、小中学校の女子トイレに設置、配備することをはじめ、公共施設への設置を広げながら、生理用品の無償配布の実現に向けて急ピッチに取り組みを進めていくべきだと思います。

具体的に取り組みについて町長に聞きたいと思います。町長の認識として、生理用品はこれから先もずっと女性がお金を払って経済的負担を背負って購入すべきものだと思いますか。それとも私が先ほど述べたように、女性にとって健康な生活を送るための必需品だから、社会が無償配布すべきものだというふうに考えますか。まず町長の根本的な考え方をお尋ねしたいと思います。そのうえで公共施設への配備、設置をどうするかお答えを願いたいと思います。そして土庄町の生理用品の災害備蓄は全体で何パックあるかをまず初めに聞きたいと思います。答弁求めます。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは福本耕太議員の質問にお答えしますけども、特にこの話が出てきたのはたぶんコロナ禍の中ですね、急にこんな話が出てきたのかなと。今までも学校のほうにはナプキンとかいろんな生理用品ですね、は置いてなんですけども、トイレに常設したりとか、そのあたりが最近出てきたに聞いています。今後ですね、社会の状況とかを見つつ、今まではずっとお金を出して買ってきました。ただこのコロナで仕事もなかなか減って困窮者も増えてとか、そういった中で急遽話が出てきたように思っておりますので、今後そういった時代が続くようであれば、やはり国、また県、町が支える必要はあるのかなとは思っております。ただ、経済が潤沢になればですね、そこまでは必要はないかなと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

もう一個質問してるんだけど、生理用品の災害備蓄どうなっているか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本耕太議員の生理用品の災害備蓄についてお答えいたします。土庄町の災害備蓄のうち、生理用品につきましては、76 パック、約 2600 枚備蓄しております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

経済がよくなれば購入すべきもんだというふうに町長から答弁がありました。驚くべき発言やなどと思って、私ちょっとびっくりしてるんですけど。まず確かにですねコロナ禍の中で生理の貧困という問題が浮上してきたことは事実です。ただ今私、お話ししたようにですね、購入できるかできないかという経済的な問題だけではなくてですね、学校で今、児童や生徒が恥ずかしくて買ってもらえないとかいう話もしたと思うんです。それ以外の問題でも生理用品を公共施設に置くことが必要だという話はしたと思うんですけども、それについてはお答えがなかったので、基本的に考えがあまりないんだろうなというふうに思います。

そこでですね、しっかり町長には理解をしていただきたいと思いますので、お話ししたいと思うんですけども、生理というのは文字通り、生きる理であり、生まれる理です。生理がなければ、人間はこの世に存在することさえできません。その大切な生理でありますけれども、現象としては生理は女性に対して精神的にも肉体的にも社会的にも苦痛や生きづらさをもたらします。その前提の上にですね、私たち人間の社会がですね、経済的負担まで女性に負わせる社会であってよいのかということがですね、このコロナ禍の中で、ジェンダー平等という問題はコロナ禍だけの話ではないんですけど、重なって出てきた問題なんです。今町長はですね、経済がよくなったらお金を払って買うもんだと仰ったんですけど、今、あえて私、重ねて説明いたしましたけど、それでもそういうふうに思われるかどうか、もう一度ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本耕太議員の質問の中で、僕はたぶん言ったと思いますけど、今まででも学校には置いておりました。なので、今まではそういう方にはずっと出してた。それは大前提であってですね、トイレに置くだとかもっと増やすとかいうのについてはですね、今後、そのあたりは経済がほんとに良くなってですね、

いけばそこまで必要ないのかなと。ただ、そういう方用のためには以前からもあったし、これからもそれは必要かなと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

経済的にどうこうとかトイレに置く必要がないっていう今お話されましたけど、もう一回ちょっとたぶん右から左に流れていってしまったんだと思うので、お話したいと思います。同じこと言いたいと思うんですけども、学校では保健室に常備しているところもありますけれども、必ずしも必要な全ての児童生徒が、必要なときに気兼ねなく保健室の常備品を使用できる状況にあるとは限らないんですよ。経済的な理由以外にもですね、小中学生は恥ずかしくて自分で買えない、自分で持ってこれなかったりとか、それから先生に言って保健室に行ってもらって、トイレに行くことができないとかねということがあるわけですよ。そのことが問題になっているんですよ。で、どういう結果が起きているかということはさっき言いましたけれども、経血で衣服や椅子を汚した経験があったりという児童が多数出ることが報告されてるんですよ。で、それを踏まえてですね、そういうことが起きないようにもう今全国では急ピッチでトイレに生理用品を設置するということが広がっているという話をしたんですよ。経済が良くなったらトイレに置かなくてもいいっていう意味が分からんですけど。なんで経済がよくなったらトイレに置かなくていいんですか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それは一般論の話ですね、大人の話です。小中学校の生徒の生理用品についてはですね、今まででも学校に置いておりました。このコロナ禍になってトイレにも設置したんだけど、今置いてますけど、当初はトイレに置いたらいたずらされたらいかんなど、こっち置いとこかという話もあったんですけど、今はトイレにも両方置いているということを聞いています。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

置いてるんですか。置いてるんだったら初めからそう言うたらいいじゃないですか。じゃあ、ちょっとそこ整理して。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、先ほどの学校の状況について答弁させていただきたいと思います。

小中学校の校内における生理用品については、常時は保健室で保管し、養護教諭の管理のもと、必要に応じて児童生徒に配布することを基本としております。そこでですね、福本議員ご指摘のトイレへの生理用品の設置なんですけども、

学校と相談した結果、常時トイレに多くを設置した場合は、衛生面やいたずら、盗難等が考えられることから、トイレには2つ、3つずつを配置し、それ以上必要な場合は、保健室に取るということで、すでに児童生徒には周知をして、今実施をしております。今月からです。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

整理されましたので、分かりました。続けていただけたらと思います。今月からやっているということで。私、実質に設置をしていくという実務的な話とですね、もう一つ町長に聞いたんは、町長の認識の話聞いたんですよ。だからそこは分けて答えていただいたら思うんです。要するに町長は、女性は生理用品を金出して買わなあかんもんやという考え方を持っているということのはっきり分かりました。それはね、そうじゃないですよと、考え方を考えていただきたいということを述べさせていただきたいと思います。さっき言いましたけれども、人間が生きていく上で必要なもの、私たち男性にはなかなか理解できない部分があると思うんですけども、女性だからといってお金を払って生きていくのに必要なもんを買わなければならないという時代というのはやはりジェンダー平等の社会を目指すというのは、もう党派を超えた世界的な共通の認識ですので、そこはもうしっかりと頭を変えてですね、町長については生理用品の無料配布、それが世の中に当たり前に出回ると、無料で手に入る時代を目指すという立場に立っていただきたいということを求めまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次に国保制度について、子どもの国保税均等割は廃止するよう求めたいと思います。国保税には世帯の一人ひとりに同額の割合で負担がかかる均等割があります。つまり分かりやすく言えば、国保は子どもが多い世帯ほど税が重くのしかかる仕組みになっているということです。比較のために言いますと、雇用者が加入する健康保険組合や協会けんぽの保険料には均等割はありません。そこで町長に問いたいと思います。町長は所信表明で少子化をくい止めると言っておられます。しかし、実態は国保世帯では子どもの数が多いほど、税が重くのしかかります。国保の均等割を放置することは少子化を促進することになりますが、この矛盾をどう説明しますか。それとも均等割を廃止して、文字通り、

少子化をくい止める政策へと切り替えますか。

まずそれを町長に聞きたいと思います。担当課に対してお聞きしたいのは、わが町で子どもの均等割を廃止した場合、対象となる子どもの人数は何人で、それに係る経費はいくらかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

国保の一本化、平等、子どもが何人いても同じということ、やっぱり少子高齢の中でそれはしないで多くおれば少ないほうが、という話ですけども、個人的にというか、それは一本化じゃなくてですね、多いところはやっぱり少なくするのはほんとはそのほうがいいかなと思いますが、ただこれについても国が決めることでありますし、県のほうと町村会ありますから、そのあたり僕、個人的な話はお話したいと思っておりますし、今後、市町村でも少子高齢っていうのは非常に大きく受け止めておりますから、そのあたりは結論はどうなるか分かりませんが、そういう話はしてみたいなとは思っております。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。まず、子どもの均等割についてですけども、町といたしましては町村会を通じて、これまでも公的医療保険制度をすべての国民に共通する制度として一本化すること、また子どもに係る均等割の軽減について求めているところであります。今後につきましても同様の要望を国に対しては続けてまいることとしております。

それから、質問のありました子どもの均等割に必要な費用等についてですけども、18歳未満の方ということでよろしいでしょうか。土庄町におきましては、令和3年3月31日現在で、18歳未満の方が187人おいでます。費用につきましては、軽減世帯等がありますため正確な数字ではありませんが、均等割が一人当たり3万5千円であることから、単純に3万5千円×187人ということになりますと、654万5千円ということになります。

○議長（高橋正博君）

8番、福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

町長はですね、個人的には均等割を廃止したほうがいいと思っていると、今答弁されたんですかね。個人的には。個人的に思っておられるんだったら、それはいいことだと思います。で、いいことだと思うというか、実質町長ですから、個人で思うだけじゃなくて、さっき行動もしてるっていうこと、課長から

お話あったんでそこは評価したいと思うんですけど、であればなおさら町長として実施をしていただきたいと思うんです。それを踏まえてですね、次の質問に入りたいと思うんですけど、国はようやく来年度からこどもの均等割負担軽減を始めるといってますけども、これは小学校入学前の子どもに限っての話です。これにですね、おんぶに抱っこでいくのであれば町として少子化を食い止めるということを胸を張って言えたものではないと思うんです。そこで町長が胸を張って少子化をくい止めたと言える方法としてですね、具体的にお示しをしたいと思います。今、課長がおっしゃったように18歳までのこどもの均等割を廃止、減免するために必要な予算というのは654万5千円ということですが、これを町が単独で支出して、つまりですね、町独自でお金を出してですね、そのうえで、少子化をくい止めるためにがんばってるんですよ、ということ町内外にアピールして国や県に対しても補助を求めていくと。有言実行でですね、こういう予算をつけていけば少子化をくい止めるということができるんじゃないかと思うんですけど、個人的にいいと思うっておっしゃったから、後、実践するだけなんですけども、町長考えを、実践するにあたっての町長の考えをお聞きしたいなと思いますけどいかがでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

数字も以前聞いておりました。654万5千円。担当課とのただの検討じゃなくて、前向きには検討させていただきたいと思います。で、この先ほどから、去年から出ているほんとコロナ禍の中でですね、土庄町、どんだけ貧困世帯が増えているか、そういったところも調べながら、もう少しだけちょっとお時間はいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（福本耕太君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

非常に前向きな答弁いただきました。一気に全部ゼロはできなかつたとしてもですね、ちょっとずつでも、ちょっとずつではちょっとあまりあれなんですけど、しっかりとした形を作ってですね、こどもの均等割廃止に向けた具体的な取り組みを進めていただきたいと思います。

次に3つ目の質問に入りたいと思います。3つ目の質問は、75歳以上の医療費2倍化を先日国のほうが決定いたしました。この医療制度改悪関連法の成立によってですね、一定の所得のある75歳以上の医療費が2倍に引き上げることになりました。実施はですね、来年10月からということなんですけども、これにつ

いて、率直にまずお聞きしたいのは、町長、この話聞いたときにどういうふう
に思ったかという認識をお尋ねしたいと思います。

そして 2 つ目はですね、国はこれ政令で定めるというふうにしてるんですけ
ども、土庄町では 1 割から 2 割に負担が増える対象、それから具体的にですね、
すみません、政令で定めるっていうのは、増える対象となる世帯の所得ですね、
所得を政令で定めるというふうに言うてるんですが、与党、自民党、公明党の
議員の中の会ではもう所得 200 万円以上でなくて、もう全部一律に 2 倍にすべ
きだというふうな意見が公に出ていると報道されております。これ、土庄町で
どうなるのかということをお聞きしたいと思います。併せてその世帯
の比率ですね、町の世帯の何割にのぼるのかということをお聞きしたいと思います。
法律ではですね、国会を通過いたしましたけれども、負担の 2 倍化にな
るのは 10 月以降であり、各自治体からの反対の声が上がれば、消費税のときの
ように実施を見送ることもあり得ます。医療費負担増から土庄町の高齢者を守
るために 2 割への引き上げに反対して、負担を 1 割に戻すように町長は国に求
めるべきではないかと思っておりますけれども、併せて答弁を求めたいと思いま

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、福本耕太議員の質問にお答えします。

国のほうからですね、所得税が 28 万以上かつ世帯に後期高齢者がお一人の場
合、年金収入プラスその他の合計がさきほど言われた 200 万、それから世帯に
お二人以上の場合は、年金プラスその他の所得収入が合計 320 万円以上で 2 割
ということなので、2 割っていうのは、たぶんいろいろ国も計算しながら、国の
財政もありますから、そのあたりも考えてやってるんだろーと考えておりま
すけれども、200 万以上じゃなくてですね、例えばその数字をもうちょっと上あげて、
土庄町何人か調べておりませんが、240 万がいいのか 260 万がいいのか
分かりませんが、それ以下の方は 1 割とかいうようにね、200 万とかじゃな
くてこういうご時世なのでもう少し上げたほうがいいのかと考えておりまし
た。ただ、200 万とか 320 万とかいう数字がさっき出たのでですね、それこそ
先ほど何回も言いましたけど、コロナ禍で大変な状況になってるので、もう少
し上げた中での 2 割っていうのは僕はかまわないのかなとは思っております。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

福本議員の 2 点目の、まず金額について政令でというところですがけれども、
私どものほうの理解しておりますのは政令で定めるというところのみでござい

まして、ただ、厚生労働省のホームページに掲載されております社会保障審議会、医療保険部会の資料の中では、先ほど町長がご説明したとおり、課税所得28万以上かつ世帯の後期高齢者がお一人の場合は、年金収入プラスその他の合計所得が200万以上の方、世帯にお二人以上の場合は、年金収入プラスその他の合計所得が320万円以上という資料が提示されていることについては確認をいたしております。それから2割負担となる世帯の比率についてはですけども、こちらのほうは土庄町のみでの算出は数字を私どものほうも把握できておりません。

公表されております令和2年7月時点の所得状況等実態調査を用いた都道府県ごとの算出結果では、香川県内の2割負担対象者は約3万人で、被保険者に占める割合は19.4%となっております。以上です。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

町長は2割の引き上げはいいと思うというふうにおっしゃったんですけど、2割っていうんですけどね、今まで1割やったんですよ。それが2倍になるんですよ。これも考えていただきたいんですけど、いいか悪いかっていうことを判断するとき、土庄町、もっと科学的にね、数字に基づいてちょっと答えていただきたいなと。町長を筆頭にですけど、思うんですけどもね。高齢者っていうのは若い人と比べて入ってくるお金に対して、医療費として出ていくお金の割合が高いんですよ。収入の中の半分ぐらいが医療費として出ていく人もおるんですよ。だから、町長や私らの年代の人が医療費1割や2割が高いか安いかっていう感覚で、肌感覚だけで考えるのとは全然違うんですよ。今でも医療費負担が重い高齢者の医療費負担がですね、2倍になったらですね、高齢者の暮らしは厳しくなって、何が起こるかという受診控えが起こるんですよ。病院に行かない。そうなってくると早期発見、早期治療で対応できるような病気とかも、もう重度になってから行っても手がつけられなくなったりとか、国が支出する医療費だって、社会保障費だって増えていくということになるんで、高齢者が安心してですね、病院に行ける体制っていうのを、医療費負担を1割にすることでキープしてきたやつをですね、今度2割にするということになれば、実質上、高齢者は早く死ねということになるんですよ。生きづらくなるわけですよ。今まででも負担が重いのに、それ以上に重くなるということは、高齢者は早く死ねということになるんですよ。そのことに対して町長、反対なくていいんですか、ということをお聞きしてるんです。どうですか。

それとね、なんで高齢者の医療費を2割に引き上げる必要があるというふうには町長は認識されてるか。住民からしたら寝耳に水で、やっとなら75歳になったら

医療費下がると安心してた人がね、急に医療費 2 倍になってね、どうしてくれるんやという気持ちで、不安な気持ちでいっぱいおるんですよ。それが正しいっていうのであればね、なんで 2 割にあげないといけないかっていう根拠をね、きちんとね、示していただく必要があると思うんです。国が言うてるとおりでもいいですから。答弁してもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

1 割から 2 割、実際土庄町に何世帯というか、何人いるかちょっと先ほど話出たように調べてはおりませんが、たぶん国のほうはですね、病院いっても毎日行くような人、お年寄りもでもいるから、医療費が多いから、そのあたり僕ようわかりませんが、75 歳になるとやはり生活習慣病が出てきたりとか、いろんな体に不具合が出てくる、またそういったのでですね、医療費が収入によってどのくらい何割くらい払っているのか、ちょっと勉強不足でしておりませんが、本当、生活に逼迫するようであれば、先ほど言いましたように例えば年金、一人で 200 万じゃなくて、260 万なのか 280 万なのか分かりませんが、それ以上の方については 2 割とかですね、そのあたりは考える必要があるのかなと思います。ただ、200 万で平均的に 10 万とか 15 万ぐらいまでの費用であれば、2 割でもどうなんかなと。ちょっと調べてないのでその点何とも言えません。

今後ですね、年金もどうなるか分かりませんが、そのあたりも踏まえて、今後ですね、国のほうももう少し 2 割を金額を上げるようにする。

もう一方でですね、健康寿命ってありますから、町のほうもできるだけ小豆島スポーツーズも使ってお年寄りの方に出てきていただいて、歩け運動だとかいろんなスポーツしていただいて、健康寿命を伸ばして、あまり病院に行かなくて済む、そういう町づくりっていうのは一方で必要だと思っておりますので、そちらのほうにも力を入れるべきかなと思っております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

びっくりするような答弁返ってきたんですけど。2 割がいいと思うと言いながら、国が何を言うてるかも勉強してないから分からへんとおっしゃったんですね。あのね、国はね、現役世代の医療費負担を減らすために高齢者の医療費を 2 倍にするという説明してるんですよ。なんで、僕の方がよく知ってますか。町長。そうやって説明しながらね、じゃあね、現役世代のね、医療費はね、なんぼ削減できるんですか。75 歳以上の高齢者のね、医療費を 2 倍にしたときに、

現役世代のね、いいですか。

現役世代の医療費がどんだけ減るんですかという質問、国会でされたのに対してね、国はねコーヒー一杯分の 350 円って言よんですよ。わずかね、現役世代がね、コーヒー一杯分の 350 円のね、医療費負担を減らすためにね、生活の多くをね、医療費の負担にかかっている高齢者がね、医療費が 2 倍になるっていうのはね、これほんまにね、お年寄りに早く死んでくれと言うてる以外ないんですよ、これ。私はだからこんな非道な国のやり方に対して、町民、土庄の、聞こえとんですか。 _____ 75 歳以上のお年寄り守るのが町長の責任じゃないですか。こんなね、自分でどうなってるか分からない、勉強もしてないから分かりませんっていうのに、その一方でこれはいいと思いますってなんでそんなことが言えるんですか。もうとんでもないと思いますわ。これ重ねて言うていってもね、しゃあないんですけど。町長ね、今年 3 月の所信表明の中でね、高齢化をくい止めるっていう発言されましたよね。それ私、強く批判しました。医療費の 2 倍っていうのはまさにね、高齢化をくい止める策になっとんですよ。つまりね、お年寄り早く死んでくれと、医療費 2 倍にすることによって早く死んでくれという仕組みになっとんですよ。ね。町長は、高齢化をくい止めるいうことをそこで言うてますけども、そうじゃないと。早く死んでくれという意味じゃないんだというふうに言うんだったら、反対の意思をきちんと表明するべきじゃないですか。私にはね、3 月の町長が言われた高齢化をくい止めるというのが、どうもここにリンクしてね、今言われた 2 倍になっても仕方ないというのがリンクして仕方ないんですけど。説明してもらえますか。それについて。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

わかりました。令和 4 年以降ですね、団塊の世代が後期高齢者となり始めます。来年ですね。それで医療費が増加することが、後期高齢者の支援金を拠出するため、現役世帯の負担が増大していくことが見込まれているということを受けてですね、なつたと。すみませんでした。今後ですね、ほんと少子高齢で、高齢者が増えてくる、そんな中で 2 割という話がずいぶん出ておりますけども、先ほどから言うように年金の金額をまず改定するべきかなとは思っております。200 万じゃなくて、もっと上のほうと。ただ国のほうもどこまで財政支援ができるのか分かりませんが、高齢者の方に、安心して生活していただくためには福本耕太議員がおっしゃるように 2 割じゃなくて、1 割。それはよく分かります。ただ、町でできること、国でできること、県でできること、いろいろあると思いますので、そのあたりはですね、また調整もしながらですね、これか

ら検討していく必要もあるのかと思いますし、これから年金も若干減ってきますから、そのあたりも含めて考えていきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

さっきも言いましたけどもね、現役世代の負担を減らす金額っていうのは350円です。現役世代の負担。そのために高齢者を2倍にするんです。こんな理不尽なことありません。最後の最後までね、年金の話なんか私してないんですよ。年金なんかの話はそもそもこの議題あがってないですから、そんな話されても困るんですけども。今の町長の態度聞いてたら、ほんまに高齢化をくい止めるという発言がやっぱり高齢者は早く死ねという意味を持っていたということが、もう浮き彫りになりました。さっきね、鈴木議員の性犯罪防止の質問の際に、佐伯教育総務課長はですね、傍観者にならないようにと学校で教育していることを複数繰り返して強調されておりました。であるのであれば、三枝町長にその言葉をお借りして言わせていただきたいと思います。医療費負担の2倍化が75歳以上のお年寄りの暮らしを壊し、寿命を縮めるのが明らかである以上、三枝町長には悪に立ち向かって、改善する意志、勇気を持ち、行動すべきです。傍観者になるな、傍観するなということを重ねて強調して私の質問を終わりたいと思います。

休憩

○議長（高橋正博君）

これにて一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開は14時15分をお願いします。

休 憩 午後2時11分

再 開 午後2時15分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）
再開いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）
ここで、再度、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 15 分
再 開 午後 2 時 31 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

発言の取り消し

- 議長（高橋正博君）
先ほど、一般質問中に町長と教育長が私語をされており、そのとき福本議員から質問中の発言について申し出がありました。

8番 福本耕太君。

- 8番（福本耕太君）
先ほどの一般質問の中でですね、町長と教育長が私語をしているときに、皮肉を言いました。それについては、訂正し、謝罪をしたいと思います。撤回したいと思います。

- 議長（高橋正博君）
ただいま、福本耕太君から会議規則第63条の規定によって発言を取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
したがって、福本耕太君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

町長と教育長には、今後このようなことがないように嚴重注意いたしたいと思っております。一般質問中には、真摯に対応していただきますようお願い申し上げます。

討論、採決（議案第6号～議案第21号）

- 議長（高橋正博君）
日程第3、議案第6号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）

- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 4、議案第 7 号 令和 3 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 8 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 6、議案第 9 号 土庄町役場の位置を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより起立により採決いたします。

本案については、地方自治法第 4 条第 3 項の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の者の同意を必要とする「特別多数議決」となります。この特別多数議決の場合、議長にも表決権があることを申し添えます。

ただいまの出席議員は、12 名であり、その 3 分の 2 は、8 名であります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

着席ください。

起立者 12 名で 3 分の 2 以上であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 7、議案第 10 号 土庄町個人番号カードの利用に関する条例についてを討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

反対討論を行います。マイナンバーカードを推進するための法改正に伴う条例改正であることから反対をいたします。

マイナンバーカードではなくICカードで代用できるということを明確に示ししたいと思います。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

個人番号カードは国の施策として普及が進められております。公的な本人確認ができるカードであります。デジタル社会におけるパスポートとも言われております。先の委員会でも、賛成多数で可決されております。

よって、カード利用に関する条例に賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

反対討論します。

従来からマイナンバーカード制度自体の必要性に疑問があり反対なので、あえてマイナンバーを使用するための議案第10号に反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号については、反対がありますので起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

着席ください。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 8、議案第 11 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 9、議案第 12 号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 10、議案第 13 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について
討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 13 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 11、議案第 14 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いて討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 14 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 12、議案第 15 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

本条例改正について反対討論を行います。

マイナンバーカードを推進、利用拡大に基づいた条例改正になっておりますので、反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

3 番 福本達雄君。

○3 番（福本達雄君）

議案第 15 号は教育民生常任委員会に付託され、審議の結果、賛成多数で承認されたものですので、賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

反対討論します。

マイナンバー制度自体に反対なので反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

着席ください。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 13、議案第 16 号 土庄町集会所の位置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 14、議案第 17 号 財産の処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 15、議案第 18 号 工事請負契約の締結について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 18 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 16、議案第 19 号 工事請負契約の締結について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 19 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（高橋正博君）
日程第 17、議案第 20 号 工事請負契約の締結について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 20 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 18、議案第 21 号 消防自動車の購入について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 21 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

- 議長（高橋正博君）
日程第 19、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

日程第 20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて令和 3 年 6 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でした。

閉 会 午後 2 時 51 分